

第十一編 農村問題

概説

本年度の農村問題を概観する時、我等は我國の農村にも遂に社會運動の烽火舉れりとの感想を抱かざるを得ない。我國四百万の小作農は長き封建的屈從の眠より醒めた。そして今や近代的社會運動の發程に就いた農村に於ける社會事實が、人々の好むと好まざるとに拘らず、我々をしてこのことを認識せしめる。

もとより小作人の運動——主として小作爭議は今に始つた現象ではない。しかしながらその運動の組織的にして且つ全國的に波及したる點に於て我々の新なる注目を必要とするのである。即ち從來は岐阜其他の數府縣を除けば各地の小作人は大抵個別的に且つ哀訴歎願的に地主に交渉すると云ふ有様であつて、其形式は殆んど全く封建的のそれであつた。然るに本年度殊に秋季收穫期の前後に於て全國を席捲したる小作爭議に於ては其運動は著しく近代的様相を帶び

如何なる山間僻地に於ても大抵一部落にはなかつた。此數字によつて見るも本年度に於て小作爭議が如何に空前の盛況を呈したかは容易に想察することが出来るのである。扱て農商務省が如何なる程度の事件を以て爭議と看做してゐるかは不明であるが、警鐘を亂打し暴行に及ぶと云ふ程度の所謂百姓一揆的の者は勿論、唯單に小作人が集まつて地主に小作料輕減を要求し結局妥協解決に終る程度のものをも爭議の中に含めるならば、少くとも筆者の觀察したる大阪府のみに就て云へば小作人にありて小作爭議なかりし町村は一もないと斷言してゐるのであるから之れを全國的に見れば眞に驚くべき巨數に上つたであらうと思はれる。

然らば進んで何が故は本年にかくの如く多數の小作爭議の勃發を見たかと云ふに、それは云ふ迄もなく主として結實期に於ける水害電害等の爲めに米の大減收を來たしたることが其主要且直接の原因である、農商務省の統計によるも前記一千二百五十四件の中水害其他の災害による不作に原因するもの九百三十七件であつて總數の七割五分

如何なる山間僻地に於ても大抵一部落にはなかつた。此數字によつて見るも本年度に於て小作爭議が如何に空前の盛況を呈したかは容易に想察することが出来るのである。扱て農商務省が如何なる程度の事件を以て爭議と看做してゐるかは不明であるが、警鐘を亂打し暴行に及ぶと云ふ程度の所謂百姓一揆的の者は勿論、唯單に小作人が集まつて地主に小作料輕減を要求し結局妥協解決に終る程度のものをも爭議の中に含めるならば、少くとも筆者の觀察したる大阪府のみに就て云へば小作人にありて小作爭議なかりし町村は一もないと斷言してゐるのであるから之れを全國的に見れば眞に驚くべき巨數に上つたであらうと思はれる。

件の多數に及んでゐる。而して地方別に之れを見れば愛知の二百五十五件を最高とし次は大阪二百三件、兵庫百十六件、和歌山九十七件、静岡八十八件、埼玉七十四件、岐阜四十七件、神奈川四十六件の順序になつてゐる。昨年は岐阜を最高とし兵庫、大阪之に次ぎ、今年二百五十五件の多數を出したる愛知は昨年は僅かに二十九件に過ぎ

を占めてゐる。其他は米價及び農業不況に原因するもの五十八件、小作料の高率に原因するもの五十七件、地主の小作料値上に原因するもの二十九件、其他各種の原因によるもの百七十三件となつてゐる。而して此際注意すべきは不作による一時的輕減要求の外、小作料率そのものに疑を抱いて永久的輕減を要求したるものが各地にあり、一部分はその目的を貫徹したるものさへあることであつて之れによつても小作人の自覺の程度を窺ふことが出来るのである。事態は正にかくの如く重大である。然らば當局は之れに對して如何なる對策を有してゐるであらうか、政策の共調を決定すべき農商務省の小作制度調査委員會は若干の調査は爲したけれども未だ何等の成案を作成するに至らない。小作法案、小作組合法案の噂はあれども、それが果していつ出来る上り且つ如何なる内容のものであるかは今以て知る由もない。唯僅かに岐阜、三重、奈良其他府縣當局に於て自作農創成計畫を實施しつゝあるが、それは唯隔靴搔痒的の効果を奏するに過ぎないことは今日迄の成績が之を證明してゐる。然し乍らかく重大なる問題に對し爲政者に何等の對策なきことを筆者は笑はうとする者ではない。蓋し今日の政治事情を以てすれば寧ろそれが當然であらう。而して此事が實に小作問題の將來を暗示するものであることを筆者は信ずるのである。

本篇は始めに各種農事統計を列舉して農村狀態の大綱を示し、次に問題の中心たる小作問題を縷述し、(その中に列舒したる小作爭議は唯その比較的重要なるものを月別にして出したに過ぎない)最後に附加的に食糧問題其他を置いて結末とした。

第一 農事統計

一 自作、小作、自作兼小作各農家戸數

年次	自作農家	小作農家	自作兼小作農家	計			百分比		
				戸數	戸數	戸數	自作農家	小作農家	自作並小作農家
明治四十三年	一、七六、八三	一、五〇、九三	二、二九、一二	五、四六、九三	三三・八〇	二七・七一	三三・八〇	二七・七一	元・九
同 四十一年	一、七三、二九	一、五〇、九三	二、二五、七三	五、四九、九三	三三・五一	二七・七一	三三・五一	二七・七一	元・六
大正元年	一、七三、八〇	一、四七、八〇	二、二六、三九	五、四八、〇二	三三・四	二七・四	三三・四	二七・四	四〇・三
同 二年	一、七四、八一	一、五〇、九三	二、二七、九五	五、四三、七九	三三・五	二七・四	三三・五	二七・四	四〇・四
同 三年	一、七三、二四	一、五〇、四六	二、二四、五八	五、四六、三二	三三・三	二七・八七	三三・三	二七・八七	四〇・四
同 四年	一、七七、九五	一、五四、二九	二、二八、九五	五、四一、一八	三三・三	二七・六	三三・三	二七・六	四〇・三
同 五年	一、六六、三四	一、九四、九八	二、三六、五八	五、四七、七三	三二・八	二七・四	三二・八	二七・四	四〇・九

同	六	一、六九四、二九七	二、二三七、三九八	五、四六六、三六一	三一〇〇	二八〇七	四〇・九三
同	七	一、六九七、三四四	一、五五〇、三四一	二、二二九、四三三	五、四七七、〇九一	三〇・九八	四〇・七一
同	八	一、七〇〇、七四七	一、五四五、六三九	二、二三四、八〇一	五、四八一、一八七	三一・〇三	四〇・七七

自作田畑及小作田畑の各段別

年次	自作		小作		合		百分比			
	田段別	畑段別	田段別	畑段別	田段別	畑段別	自作田	小作田	自作畑	小作畑
明治四十三年	一、四三三、八五五・七町	一、六四一、六四九・一町	一、四六九、三三三・七町	一、二〇八、八三四・一町	二、九〇二、一八九・四町	二、七五〇、四七三・二町	四九・三七	五〇・六三	五九・六九	四〇・三二
同 四十四年	一、四三〇、四六八・三	一、六七八、九三四・〇	一、四八四、四四九・二	一、二〇三、〇五二・五	二、九一四、九一六・五	二、七八一、九八六・五	四九・〇七	五〇・九三	六〇・三五	三九・六五
大正元年	一、四四〇、五〇二・八	一、七〇一、七三二・二	一、四九〇、四五〇・七	一、二三四、三九八・三	二、九三〇、九五三・五	二、八六六、一二〇・五	四九・一五	五〇・八五	六〇・二一	三九・七九
同 二年	一、四四三、八五五・三	一、七二五、三二一・二	一、五〇一、六二〇・〇	一、二三三、〇一一・四	二、九四五、四七五・三	二、八四八、三三二・六	四九・〇二	五〇・九八	六〇・二三	三九・七八
同 三年	一、四四八、三三二・〇	一、七二九、九九八・一	一、五〇四、九二八・七	一、二四二、四三六・二	二、九五三、二六〇・七	二、八六二、四三四・三	四九・〇四	五〇・九六	六〇・〇九	三九・九一
同 四年	一、四四七、二九一・五	一、七二九、九八七・三	一、五一八、三七四・五	一、二六三、六六六・五	二、九六五、五六六・〇	二、八九三、六〇三・八	四八・八〇	五一・二〇	五九・七九	四〇・二一
同 五年	一、四五〇、〇六〇・六	一、七三八、五三七・八	一、五二九、一九二・六	一、二七八、六八五・一	二、九七九、二五三・二	二、九一七、二三二・九	四八・六七	五一・三三	五九・六〇	四〇・四〇
同 六年	一、四四九、三八五・七	一、七五三、六七三・五	一、五四七、四四一・二	一、二〇二、三七四・九	二、九九六、八二六・九	二、九五六、〇四八・四	四八・三六	五一・六四	五九・三三	四〇・六七
同 七年	一、四五四、二九八・六	一、七九五、五六六・六	一、五四八、五一五・二	一、二三八、七七三・三	三、〇〇二、八三三・八	三、〇二四、二八三・九	四八・四三	五一・五七	五九・三七	四〇・六三
同 八年	一、四六五、一三三・三	一、八一四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七〇五・三	三、〇三一、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五一・五二	五九・四九	四〇・五一

三 耕地所有の廣狹に依り區別したる地主戸數

年次	五段未滿	五段以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	五十町以上	合計	百分比例						
									未滿	五段以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	五十町以上
明治四十三年	二、三四〇、一三 _戸	一、二六六、八九一 _戸	八八〇、八七八 _戸	二七三、三〇九 _戸	一二七、九七三 _戸	四二、三三六 _戸	二、八九九 _戸	四、九三三、三九九 _戸	四七、四三	二五、六八	一七、八六	五、五四	二、五八	〇、八四	〇、〇六
同 四十四年	二、三三三、九三八	一、二五八、六四九	八八三、七七五	二六七、一七三	一二六、九一二	四二、五〇〇	二、九一九	四、九〇三、八六六	四七、四三	二五、六六	一八、〇三	五、四五	二、五九	〇、八五	〇、〇六
大正元年	二、三四二、九一四	一、二四三、五三八	八七九、九八〇	二六七、二六六	一二五、三七九	四二、二四九	二、九三三	四、九〇三、二五八	四七、七八	二五、三六	一七、九五	五、四五	二、五九	〇、八四	〇、〇六
同 二年	二、三五五、〇三	一、二三〇、六八九	八八二、三三三	二六三、五四九	一二三、三五五	四〇、七六二	二、九六三	四、八九八、六六三	四八、〇八	二五、二二	一八、〇一	五、三八	二、五三	〇、八三	〇、〇六
同 三年	二、三四九、九八一	一、二二七、〇四〇	八八〇、二八八	二五九、一〇〇	一二二、一四九	四一、四二八	三、三九九	四、八九三、三九五	四八、三三	二四、九七	一八、〇六	五、三三	二、五一	〇、八五	〇、〇七
同 四年	二、三六二、四一五	一、二〇五、九九六	八七九、九六三	二五七、四三一	一二〇、二三四	四〇、九九八	三、三〇七	四、八九〇、三三三	四八、五一	二四、七六	一八、〇七	五、二八	二、四七	〇、八四	〇、〇七

同	五	年	二、三三、一二三	一、二九、一〇三	八八四、九四三	二五四、四六〇	三三〇、三三六	四、三八二	三、四八二	四、八五八、八二九	四、六三二、四三三	一八、二五、二四二	二、四八〇、〇〇七
同	六	年	二、三三、三三〇	一、二七、一三六	八八八、四九三	二五一、一五三	三三〇、〇五九	四、三六二	三、四九五	四、八四三、一六七	四、八〇〇、二四三	一八、三三、三三〇	二、五〇〇、〇〇七
同	七	年	二、三六、四四七	一、二七、二六三	八八九、九八七	二五四、四三六	三三三、六三七	四、三八九	三、五八六	四、八六三、一七六	四、八八二、四〇九	一八、三三、三三〇	二、五〇〇、〇〇七
同	八	年	二、三六、三三八	一、二六、三六六	八八五、一九五	二五一、一六六	三三二、二六六	四、三六八	四、三六六	四、八五五、二八〇	四、八五五、二八〇	一八、二七、四七二	二、四九〇、〇〇九

四 農業に關する教育を受けたる者の現在數

年次	小學程度	中學程度	高等學校程度	大學程度	計	農事講習會 又は之に準 すべきもの に於て講習 を受けたる 者	合計	農學校農事講習所又は之に準 すべきものを卒業したる者	農事講習會 又は之に準 すべき者に 於て講習を 受けたる者
明治四十三年	一七三、六三三	二四、四八一	一、五五五	五九一	二〇〇、四三〇	六三八、七五五	八三九、一八五	二〇、七二	〇、九三
同 四十四年	一八五、七一	二六、六〇五	一、六七〇	六二四	二四、六六〇	六九五、六三八	九二〇、三九八	二〇、四二	二、九三
大正元年	二二七、〇六四	二九、九五六	一、八七〇	六六一	二四九、五五三	七五三、四三八	一、〇〇二、九八一	二一、六四	二、九九
同 二年	二五八、一四六	三三、九八八	一、九九七	七二四	二九四、八六五	八〇〇、六五三	一、一〇五、五一八	二二、三五	三、〇八
同 三年	二九〇、四〇八	三八、一三〇	二、二八〇	八五八	三四〇、六六六	八五八、七三〇	一、一九九、四〇六	二四、九六	三、一八
同 四年	三三六、六三三	四一、六六六	二、四〇〇	九一八	三八一、六〇九	九〇七、七三三	一、二八八、八八一	二六、九三	三、二二
同 五年	三七五、一六三	四五、六三七	二、七〇二	一、〇三〇	四三四、五三三	九六八、七三二	一、三九三、三四	二六、九三	三、二八
同 六年	四三七、八三四	四九、九九九	二、九〇二	一、一四四	四九一、八六九	一、〇二九、六〇六	一、五一、四七五	二八、九七	三、三二
同 七年	五〇七、二五三	五四、九八五	三、二二六	一、一九四	五六一、六六八	一、〇七〇、四六四	一、六三七、一三三	三〇、九八	三、三六
同 八年	五七六、九五五	六一、〇三三	三、七五三	一、二七六	六四三、〇四六	一、二五、四七七	一、七五九、五三三	三三、八一	三、四七

五 大正九年度麥收穫高

(農商務省發表)

大正九年度の麥作は播種以後三四月頃迄は氣候概して不順勝なりしを以て麥の莖葉は稍軟弱に陥つたが其後は大體順調に經過し且穀物の價格も相當に維持せられたので栽培管理も集約に行はれ著しく恢復した。然るに關東其他の一部の地方に於ては四月下旬より五月上旬に於て連日降雨があつたので開花及稔質を害されたものが尠くない。

大正九年收穫高	前年收穫高	平年收穫高
大麥 八、三九、八五九石	九、八三、九三六石	九、六六、四六三石
裸麥 八、二七、〇九〇石	七、六三、二九八石	七、九三、六六元

小麥 五、八〇、八五五 六、三〇、八〇〇 五、八七、三三三
計 三、四七、八〇八 三、八五、九三三 三、四七、四三三

六 大正九年度米收穫高

(農商務省發表)

大正九年に於ける米作は氣候大體適順なりしのみならず農家も其栽培管理に充分なる注意を拂つたので生育佳良分蘗旺盛且つ病害蟲の發生尠かりしを以て其收穫高は六千三百十五萬九千三百八十六石に達した。之を前年收穫高に比すれば二百三十四萬一千二百二十三石即ち三分八厘、平年に比すれば七百三萬一千二百五十二石即ち一割一分五厘の増加を示してゐる。今米收穫高累年比較を掲ぐれば左の如くである。

明治四十三年	四六、六三三、三七六
同 四十四年	五一、七一、四三三
大正元年	五〇、二二二、五〇九
同 二年	五〇、二五五、二六七
同 三年	五七、〇〇六、五四一
同 四年	五五、九二四、五九〇
同 五年	五八、四四二、三八六
同 六年	五四、五六八、〇六七
同 七年	五四、六九九、〇八七
同 八年	六〇、八一八、一六三
同 九年	六三、一五九、三八六
平 年	五六、一二八、一三四

(平年とは收穫高に就き既往七ヶ年前に遡り其内最多最少の二ヶ年を除き残五ヶ年を平均したるものである)

七 大正十年度米收穫高

農商務省の發表せるところによれば大正十年の米作は氣候概ね不順にて溫度低く降雨多く日照時數少かりしと施肥量の減少とにより發育結實ともにその影響を被る處少からず就中九月二十五六日頃の風水害は區域割合に廣く稻の成熟を阻害せるのみならず流失其他被害の程度も亦甚大であつた而して其收穫高は五千五百十八萬五千十三石にして之を第二回豫想收穫高に比すれば五十七萬四千九十二石即ち一分の增收に當るも前年收穫高に比すれば八百二萬九千百九石即ち一割二分七厘平年收穫高に比すれば二百十九萬七千百石即ち三分八厘の減收である府縣別の收穫高及び前年比較左の如し(單位石)

府縣別	收穫高	前年比較
北海道	一、三九七、七五〇	△ 減
東京	三、四〇、六九二	△ 減
京都	七、六〇、五三二	△ 減

大 阪	一、〇五、二〇九	△	三三、六〇六
神 奈 川	四、九、九二六	△	二六、七〇六
兵 庫	二、三二、七八二	△	三三、〇五五
長 崎	五、六、六〇一	△	五、四三三
新 潟	三、〇五、四〇三	△	三、八、三三九
埼 玉	一、二八、三三六	△	二四、〇九一
群 馬	六、四〇、八六二	△	一三〇、七八
千 葉	二、〇四、九八〇	△	四七、〇二七
茨 城	一、九三、五八三	△	二九、四八三
栃 木	一、三〇、八九九	△	二五、七二
奈 良	六、六〇、八五五	△	二六、六四九
三 重	一、〇八、九五四	△	三七、九四四
愛 知	一、四三、七四〇	△	七〇、五五
靜 岡	一、〇〇、九四四	△	二五、八七五
山 梨	三、六、一八九	△	七、五〇〇
滋 賀	一、二七、一九五	△	二九、七九四
岐 阜	九、四八、三五五	△	二六、〇八二
長 野	一、三一、七九四	△	二四、八六二
宮 城	一、六五、三九八	△	七、二五六
福 島	一、四六、二三八	△	二六、二二
巖 手	一、〇四、四四二	△	八、四八
青 森	一、〇三、二五五	△	六、〇三
山 形	一、八七、一九〇	△	二〇、一四〇
秋 田	一、八三、〇四〇	△	一八、〇〇八
福 井	一、〇八、三八〇	△	二〇、〇六
石 川	一、三、三七四	△	一五、〇六一
富 山	六、四三、五三二	△	三三、二四二
鳥 取	九、六四、六四三	△	一〇七、七三
島 根	一、六七、七六三	△	一九、三五〇
岡 山	一、六七、七六三	△	一七、五七五

廣島	一、三五四、〇〇〇	△	二、九八、二五三
山口	一、四六二、〇五五	△	九、九、七五五
和歌山	五、五五、六四四	△	一、五、二九〇
徳島	五、三三、〇六九	△	三、九、一八〇
香川	八、六二、七九五	△	八、六、三九七
愛媛	九、四八、八三二	△	三、六、六七
高知	六、三三、八六四	△	八、二、七三〇
福岡	二、三三、三〇三	△	三、三、四六三
大分	一、〇四、九四九	△	一、〇三、一五九
佐賀	一、一六、二九二	△	一、三、六六七
熊本	一、六三、〇六〇	△	三、六、八二〇
宮崎	八、五五、五八八	△	一、四、九五三
鹿児島	一、二二、三九三	△	三、四、四七
沖繩	七、九、五	△	七、二、四
計	五、一八、〇三三	△	八、〇三、一〇九

尙本邦に於ける累年の米收穫高及び十年
度實收高と曩に發表された豫想高との比較
左の如し(單位石)

明治四十四年	五、一、七一二、四三三
大正元年	五、〇、二二二、五〇九
同二年	五、〇、二五五、二六七
同三年	五、七、〇〇六、五四一
同四年	五、五、九二四、五九〇
同五年	五、八、四四二、三八六
同六年	五、四、五六八、〇六七
同七年	五、四、六九九、〇八七
同八年	六、〇、八一八、一六三
同九年	六、三、二一〇、一六二

農村問題

同 十年	五、五、一八一、〇五三
同第二回豫想收穫高	五、四、六〇六、九六一
同第一回豫想收穫高	五、八、〇六八、九一四
平 年 收 穫 高	五、七、三七八、一五三

第二 小作問題

一 地主組合、小作組合及

農業労働者事情

1 地主組合の概況

地主組合は文久元年山形縣西村山郡谷地町に於て泰平講なる名稱の下に組織されたるを濫觴とし、稍降つては明治十二、三年頃各地に數個設立されたが、現在組合の多數は最近十數年間に於ける設立に係り、特に日露戦争を一階梯として急激に増加したものであつて大正十年八月農商務省の發表する所によれば現今其數約一千五百、内組合員數の明瞭なる九百三十一の組合に屬する組合員總數十二萬二千五百四十四名に達し、福岡・沖繩二縣を除くの外北海道及び四十四府縣に亘つて存在してゐる。今農商務省調査に基き左に地主組合の概況を記述する。

イ 地主組合の設立年次

- (一)濫觴及明治十年代に四
- (二)明治二十年代に五
- (三)明治三十年代に七十二
- (四)明治四十年以後五箇年間に三百五十七
- (五)大正元年以後五箇年間に三百二十三
- (六)大正六年より同九年迄に百五

ロ 地主組合の分布及組合員數

道府縣名	組合數	組合員數
新 潟	二四七	
群 馬	一四六	二〇、六二八
茨 城	一二九	一一、二五〇
栃 木	一二〇	一〇、八〇八
奈 良	一〇六	四〇一
千 葉	九五	一五、〇一七
埼 玉	六八	一〇、六九七
愛 知	六六	七、七五五
和歌山	四七	四、七一八
秋 田	四二	二、二八七
岡 山	三三	二、〇〇五
北 海 道	三〇	一六、五一三
三 重	二九	二、一〇七
	一九九	

福井	石川	宮崎	岐阜	廣島	島根	京都	静岡	鹿兒島	福島	宮城	神奈川	山口	愛媛	富山	巖手	徳島	香川	大分	山形	大阪
二、一三七	二、四一〇	一、五四七	四〇八	一、五五八	一、一〇五	八八四	五四八	四八二	一、〇七五	三六七	一、七五六	五二三	二七四	五三九	二五六	一四七	一三七	二七四	九四	二三〇
二、四四	二、四四	二、三三	二、三三	二、一八	二、一六	二、〇三	二、〇〇	一、七〇	一、六六	一、五五	一、六六	一、六六	一、四四	一、四四	一、三三	一、三三	一、四四	一、四四	一、三三	一、三三

兵庫	熊本	東京	長野	青森	滋賀	長崎	山梨	鳥取	高知	佐賀	合計
三	三	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一、四九二 (九三二)
六七六	一三〇	一〇八	九五	一七六	三二八	二〇	五六	一八			一二三、五四四

註一 組合數の左側括弧内の數字は組合員數の明瞭なる組合數を示し組合員數は其組合に屬するものを示す

二 組合員數には下級組合を包含する場合及び同一地主にして二組合以上に加入せる場合をも其儘計上せり。

ハ 地主組合の名稱

我國現在千五百の地主組合中、地主會なる名稱を附するもの最も多く組合總數の九割即ち千三百二十之に次ぐは地主組合なる名稱を附するもので十二、地主同盟會なるもの五、穀物改良組合、農事獎勵組合、小作人獎勵會、小作獎勵會なるもの各四、勸農會、小作者獎勵會、農事改良組合、地主同盟組合なるもの各三、小作獎勵組合、地主

協會、小作保護會なるもの各二、其他は地友會、地主申合會、地主小作人互惠會、土地改良組合、豐年講、小作農保護會等の名稱を附してゐる。

ニ 地主組合の目的及び種類

我國に現存する地主組合が其の規約上に目的として標榜しつゝあるところによれば大體上之を三種に大別することが出来る。

(一) 地主の利益擁護又は農事の改良發達を圖ること。

(二) 小作人の保護獎勵を圖ること。

(三) 地主小作人間の親善及び其共同利益の増進を圖ること。

右の内(三)の目的を有する組合は現今最も多數を占め六百五十四、之に次ぐは(二)の目的を有するものにして二百四十五、(一)の目的を有するものは百三十六である。尙此の他目的の判明せざるものは四百五十七組合に達する。

ホ 地主組合の區域

- (一) 一箇町村を以て區域とするもの一千三百四十七
- (二) 一郡市を以て區域とするもの八十一
- (三) 一大字を以て區域とするもの四十六
- (四) 一府縣又は一國を以て區域とするもの八
- (五) 數個大字を以て區域とするもの五
- (六) 數個町村を以て區域とするもの四
- (七) 同族數戸を以て組織せるもの一

以上の地主組合中府縣、郡市、町村地主組合を通じて略完全なる系統組織を爲すものは新潟縣に於ける地主組合のみであつて、郡市地主組合と町村地主組合とが系統的なるもの、和歌山縣下に二、栃木及び千葉縣下に各一、其他石川縣に於ける縣地主組合及び茨城縣に於ける郡地主組合中には夫々下級地主組合たる郡又は町村地主組合を以つて組織せらるゝと同時に一定の資格を有する地主個人の加入をも許容する形態のものもある。

地主組合の事業

- (一) 地主の利益擁護に関する事業
- (二) 小作人の保護獎勵に関する事業
- (三) 地主小作人の親善に関する事業
- (四) 農業技術上の改良發達に関する事業
- (五) 農家經濟の改善に関する事業
- (六) 行政官廳其他の行ふ業務の援助に関する事業

(七) 農村改善に関する事業

以上は單は組合規約の示すところによつて其主要なるものを列擧したものであるが之等事業中最も多數の組合によつて表面上採用せられてゐるのは農業經濟上及び技術上の進歩發達を圖らんとする事業であつて之に次ぐのは小作人の保護獎勵を眼目とする事業である。併しながら實際上之等の事業を規約所載の儘に實行してゐる組合は甚だ僅少であつて此點から云へば現存の地主組

合は殆んど有名無實に近い。唯地主の利益擁護に関する事業に至りては表面上之を標榜すると、せざるとを問はず之れを實行するものは頗る多數を占め殊に近時小作問題の紛糾すると共に益々活氣を呈してゐる。而して此目的の爲めに地主組合の行ふところの主なるものを示せば左の如くである。

- (イ) 小作人の不當の要求に對し小作地の返還を命じ其地の共同耕作を行ふこと
- (ロ) 小作米は米質、重量及び俵裝を一定したる標準により審査したるものを納付せしむること
- (ハ) 小作米の共同收納を行ふこと
- (ニ) 小作料不納に對し強制執行をなすこと
- (ホ) 人爲的不合格米納付者に對し罰米を課すること
- (ヘ) 水害、害蟲其他天災の場合に於ける小作料の協定
- (ト) 小作權賣買、讓渡の禁止等

2 小作組合

甲 大正九年度までの概況

小作料の問題を中心として小作人が一時的團結を爲すことは古來隨所に見た所であるが稍永續的なる小作組合は明治八年岐阜縣揖斐郡養基村大字沓井に於て設立せられたるものを始めとするが其の増加を示すに

至つたのは十數年來のことであつて特に大正六年以後が顯著である。今大正十年五月に發表せる農商務省調査によれば大正九年末現在小作組合は其の數二百三十(一時的組合をも合算したる内務省調査によれば四百六十三)に達し、其組合員總數二萬數千名を算する。而して是等小作組合は北海道外二十九府縣に亘つて存在し、就中岐阜縣は百十四組合即ち總數の半を占め以て小作人運動の本場たるを想察せしめる。今主として右農商務省調査に基き大正九年までの小作組合の概況を左に記述する。

イ 小作組合の設立年次

- (一) 明治初年より同卅年迄に九
 - (二) 三十年より四十年迄に二十二
 - (三) 四十年より四十四年迄に十九
 - (四) 大正元年より同五年迄に三十七
 - (五) 大正六年より九年迄に百五十二
- 右の外年次及び目的の不明なる組合十二あり。

ロ 小作組合の分布及組合員數

道府縣名	組合數	組合員數
岐阜	一一四	九、四八四
愛知	一三	一、三一
京都	一二	四四三

岡山	九	一、〇八四
群馬	六	一、八五五
山梨	六	八一
新潟	六	八六五
兵庫	六	三五七
愛媛	六	五四七
北海道	五	一、〇三五
石川	五	五三一
福井	四	一九六
福島	四	一〇八
香川	四	六九五
高知	四	六八四
栃木	三	三〇九
秋田	三	二五〇
島根	三	二一九
静岡	二	二〇二
三重	二	四一二
廣島	二	一三〇
佐賀	二	六〇三
東京	一	一〇〇
富山	一	三二二
宮城	一	五一
神奈川	一	三五〇
滋賀	一	四六
鳥取	一	一、六〇〇
徳島	一	一〇〇
大分	一	一〇〇

合計 二二九 二四、六一〇

(組合数の左側括弧内の数字は組合員数の明瞭なる組合数を示し組合員数は括弧内の数字に属する組合員数を示す)

ハ 小作組合の名稱

小作組合は小作人又は自作兼小作人を以て組織するものであるが其名稱中に小作なる文字を使用せず他の名稱を使用するものも尠くない。例へば岐阜縣などに於ては地主に對抗して小作條件の維持改善を目的としながら故意に農事改良組合等の別名を看板させる小作組合が數多く存在するが如きである。全國二百三十組合中「小作人」又は「小作」なる文字を使用せるものは百二十八組合であつてそれらは小作組合、小作人組合、小作人互助組合、小作人親睦會、小作人懇話會等の名稱を用ひ、就中小作人組合なる名稱が最も多く用ひられてゐる。其他の組合は互助會、農民會、田制會、精農會、農事組合、興農會、農友會、農業組合、農事改良組合、農事共同會、農業獎勵會、農事共済組合、研農會、占有地主會其他種々の名稱を用ひてゐるが就中最も多いのは農業組合であつて次ぎは農事組合である

ニ 小作組合の目的及び種類

小作組合の目的は之を地主に對する關係に於て對抗的のものと、協調的のものとに二大別することが出来るが更に之を細別すれば

ば左の五種と見ることが出来る。

(一) 小作條件の維持改善

(二) 小作條件の維持改善及び農事の改良發達

(三) 小作地の競争防止

(四) 農事の改良發達

(五) 地主小作人間の協調及び農事の改良發達

小作組合の種類別を正確に爲すことは事實上殆んど不可能に近いが試みに小作組合の目的として表面上標榜しつゝある所によつて區別すれば

(一) 前記の(一)を目的とするもの十八

(二) 前記の(二)を目的とするもの八十六

(三) 前記の(三)を目的とするもの七十二

(四) 前記の(四)を目的とするもの七十六

(五) 前記の(五)を目的とするもの三十六

勿論此の區別は眞相を示すものではなく、組合によつては規約に各種の目的を掲げ實際に於ては小作條件の維持改善のみを目的とするものあり又は規約所載の目的以外に内規を以て地主に對抗することを規約するものあり或は秘密結社的のものもあつて頗る明瞭を缺いてゐる。

ホ 小作組合の區域

(一) 一大字を以て區域とするもの百四十八人

(二) 一町村を以て區域とするもの四十二

(三) 數個大字を以て區域とするもの十

(四)一地主の貸付地を以て區域とするもの
十三

(五)一小字を以て區域とするもの九

(六)數個町村を以て區域とするもの一

(七)數個小字を以て區域とするもの一

尙岐阜縣及び鳥取縣には小作組合の聯合會あり、前者は郡、後者は郡の一部を以て其の區域としてゐる。

小作組合の事業

小作組合の行ひつゝある事業は勿論各組合の目的によつて一様ではないが其の主要なるものを擧ぐれば左の如くである。

(一)小作條件の維持改善

主張の強固なるものにありては小作料引上は組合の決議によること。組合員の小作地にして引上げられにものある時は他の組合員たる者は之を耕作せざることを及び此場合に於て組合員は互に残地の融通等を爲して組合員の生活を維持すること。小作料軽減の請求其他小作條件の維持改善の目的を貫徹せんが爲めに組合員は總會の決議により常に一致の行動を採つて地主に對抗すること。地主に於て小作人の要求を容れざる時は之を容れしむる方法として小作地の返還を爲すこと。組合の規約又は決議に違反したる者に對しては實際の斷絶違約金の徴收等を爲すこと等の規約の實行を其の主なるものとし、稍溫和なる組合にありては小作臺帳

の作製、小作證書形式の一定、小作料納期の一定其他小作地を巡見し小作料歩引を協定すること等を其の主なるものとす。強固なる主張を有する組合と地主との間の爭議即ち小作爭議の期間は短かきは一箇月長きは三四箇年普通三四箇月である。

(二)小作地の競争防止

こは耕地面積比較的狭小にして農業人口多き地方に於て緊切なる事項であつて此場合には地主の地位頗る優勝であるから之れに對して小作組合の採る手段は大體前項の場合と異なるなく、即ち例へば小作料の引上は組合の決議によること、小作を廢したる土地は他の組合員に融通すること等の規約の實行を其の主なるものとす。

(三)地主小作人間の協調及び農事の改良發達

此目的の爲めにする事項は組合員の農業技術の改良發達を圖ること、肥料等の共同購入其他組合員の經濟の改良發達を圖ること、組合員の救済慰安を爲すこと、小作人を表彰すること等を其の主なるものとす。

ト 小作組合數例

以上の概括的記述を補ふ爲めに大正九年帝國農會の調査に基き小作組合の具體例數個を左に掲げる。

廣島縣京堀西組小作農會

所在地 世羅郡西太田村大字京丸並大字堀越

西組

設立年月 明治三十四年二月十日

區域 京丸、堀越、西組に居住する小作人

規約要項

一、本會は各小作人の氣脈を通じ農事の改良發達を圖り並に地主との圓滿を謀るを以て目的とす

二、前記の目的を達せんが爲め左の事項を實行す

a 總て京丸堀越西組に住居するものにして他人の地所を作配する者は本會に加盟するものとす

b 會員は自己の利益の爲め他人の小作地を犯して作配し若くは競て之を作配せざること

c 害蟲の發生を認めたる時は速に協同一致之が驅除豫防を勵行すること

d 堆肥の改良綠肥の栽培其他農事の改良發達を圖り其他必要ある場合に於ては地主に對して低利資金の融通を請ふこと

e 歳の豐作凶作其他事變のため地主に對し小作米の減額其他を請求すること

三、前記の各項は一致の歩調により施行を要し又は施行に便する爲め評議員會又は總會を開き其方法を決議するものとす

四、地主と小作人との意見を異にし葛藤を生ずる場合は會長は速に圓滿の處置を執ること

- と
- 五、小作人小作地を還付し地主は更に之を本會々員に作配方を申來る場合は評議員會の同意を得るに非れば之に應ずる事を得ず
 - 六、地主に於て自作し之に伴ふ勞力を依頼したる場合には評議員會に於て相當の賃錢を定め之に應ずるものとす
 - 七、小作米は本縣米穀検査規則に因る四等米若くは之に劣らざるものを以て之に充て期限を延滞せざることを
 - 八、小作地に於て破損を生じたる場合は工事の大小に不拘之が修繕は總て地主の負擔とす

宮城縣田林小作組合

所在地 伊具郡大内村伊手三五
設立年月 明治四十一年三月二十二日
區域 伊具郡金山町大内村
目的 本組合は地主對小作關係の親密を謀り道徳的情誼の美風を發揚し且つ産業の改善發達を圖るにあり
主張 天災地變に際し小作地の收穫に減少を來したる場合は地主は組合の幹事と共に實地を巡檢して組合員及役員と親しく協商をなして圓滿なる解決を遂げ以て收益の均霑を謀ること又新に組合加入の申込ある時は組合長は役員の同意を求め培耕作地を指定し其旨を加入者に通知する等凡て定款規定により事業を執行し相互の關係をして益々親密ならしめ以て同地の幸福を増進するこ

と

組合員 本組合は獨立の生計を營み品行方正且つ家事に勤勉にして佐藤家の土地を小作する者を以て組織す
事業 資金の低利貸付、農業視察員の派遣、共済資金の積立、基本財産の蓄積、模範小作人の表彰、農業品評會の開催、農業講演會の開催等

秋田縣立山家小作組合

所在地 秋田縣鹿角郡毛馬内町毛馬内字番屋
其二一七
設立年月 明治四十二年四月
區域 毛馬内町、七瀨村、錦木村、紫平村、花輪村
本組合は地主小作人間の親善を基とし農事の改良及び農家經濟の發達を圖るを以て目的とし會長は立山家主人之に當り組合員は立山家所有の土地を管理若くは小作する者にして其數百五名である。會員の代議機關としては代議會を設け、代議員は其所屬區域の小作人を代表する。組合の事業としては女子農事講習、糶摺臼の傳習、改良耕作法實地指導、救荒貯蓄の實施、聯合小作米品評會、小作人表彰等を行つてゐる。組合成立以來地主は熱心に組合員の指導に努め組合員もよく地主を信じて其指導に従つてゐる有様である。

北海道田坂農場勤儉貯蓄組合

所在地 後志國岩内郡發足村大字幌似村田阪

農場内

設立年月 大正四年十二月十日
目的 農場主及小作者間の親睦互救の實を舉げ豫て凶作時に於ける相互救助の備たらしめ組合員事業企圖の場合に於ける資金融通の途を講ずるを以て目的とす
組合の財政
組合員現今貯蓄 三萬五千圓
農場主貯蓄 三萬五千圓
計 七萬圓

計

事業 組合員に對する資金の融通、肥料農具共同購入、筵、吹、俵等共同購入、綿及木綿織物其他共同購入、農産物共同販賣、物品配給所設置
農場主 東京芝區高輪町三十番地田阪初太郎
組合員數 百拾名

愛知縣上野町農事供誠會

所在地 愛知縣東春日井郡勝川町大字味美
設立年月 大正七年三月
綱領 一、吾人の踏むべき道を行ひ決して他に倚らざること。二、豫め天災に備ふるの施設を爲し時變に際しても決して地主に迷惑を掛けざること。三、益々研究努力して農事の改良を實行すること。

廣島縣小島村小作人會

所在地 神戶郡小島村
設立年月 大正八年二月十一日
區域 神戶郡小島村

規約

- 一、本會は小畠村小作人會と稱す
- 二、本會は小畠村に居住し小畠村の小作をなす者を以て會員とす
- 三、本會の趣旨は地方産業の改良發達を促し多收増獲を計り以て自治民政の共隆を期するを以て目的とす
- 四、本會は地主と小作人間相互の親睦融和を助成し且つ相互間の利益の擁護を爲すものとす
- 五、本會員は常に共同一致以て各自の利益の侵害を爲さざるものとす
- 六、本會員は大正八年度以降は凡て縣令の範圍内に於て生産検査米を小作米として納入するものとす但合格米納入の場合は地主會決定の奨励交付を受け不合格は甲並の丙種納入と限定すれ共凶作の場合は除外例とす
- 七、本會員は止むなき場合の外他會員の小作に係る田畑を其當時の小作人の承諾なくして小作せざるものとす、但止むなき場合は小作人無斷他行及び惡米の納入且つ連年小作不納の場合を指示す
- 八、本會は生産上現在の耕地連年の不作及勞力缺乏の爲め地力疲衰の傾きあるを以て極力地力の増進を計るため綠肥及堆肥の供給を充分爲し以て地方經濟の圓滿を促すため可成金肥の妨遏を爲すものとす
- 九、本會は前項の目的を達するため可成田壹反歩に對し年々柴草大凡五百把或は以上を刈り得る草山の供給を地主に要求するものとす。但柴草代は時價の六分を小作人より毎年支拂ふものとす

農村問題

- 一〇、本會は大正八年度産米以降は凡て口米制度には絶對に反對す
- 一一、本會は第八項の目的を達する爲め勞力に於て多大を要するより向拾ヶ年間從來の小作米中より故意の不當盛りは絶對に從來の小作米に改訂し且つ其他の耕地に於て小作人の收得に著しき苦痛あるものは地主と協定し極力相互收益の均衡を保つものとす
- 一二、本會は凶作の場合は豫め小作人會を開き出來作歩合を審議し村農會長に出來作毛上檢見を委託し其結果により地主に歩合割引を受くるものとす
- 一三、本會は耕地の近傍即ち畦畔原野に植林を爲し日光の直射を妨げ收穫に多大の障害を蒙らしむる樹木の代株を要求するものとす
- 一四、本會員は食糧問題解決のため凡て耕作に二毛作制を取ることを
- 一五、本會員は前項の目的に猛進するため極力排水工事及簡易耕整を地主に懇請するものとす。但材料は凡て地主の負擔とし勞力は地主六分小作人四分の割合とす
- 一六、本會員は田畑の畦畔及び耕地が天災地變にて崩壊を生じたる場合は其修築費一人役以内は凡て小作人の負擔とし同修築勞力拾人役以内は前項の例による

- 一七、本會員は耕地に簇生する俗稱蛭莖を極力撲滅せしむるものとす、其場合も其勞力は前々項によるものとす
- 一八、本會從來畑小作は米納制なりしを爾今金納制と改正し其標準は村有山林地米料決定格に據るものとす（以下職員に關する事項省略）

群馬縣上陽村小作人會

- 所在地 群馬縣佐波郡上陽村
設立年月 大正九年四月十八日
規定
- 一、本會は上陽村小作人會と稱す
 - 二、本會の會員左の如し
正會員 他人の土地を小作する者を以て之に充つ
賛成會員 本會事業を贊助する者を以て之に充つ
顧問 名望家を以て之に充つるものとす
 - 三、本會は地主小作人間の融和親善、農事の改良發達、農村の開發風俗の矯正、農業道德の涵養、農政の改善等を圖り相互の利益を増進するを以て目的とす
 - 四、本會は前條の目的を達せんがため農會地主並に有志者と連絡し各方面の名士を招聘し講習講話會等を開設し若くは農事上の實驗實習を爲すものとす
 - 五、本會に左の役員を置く
會長一名 副會長一名 幹事十二名
 - 六、本會の役員は總會に於て會員中より選舉

し其任期を二ヶ年とす但し再選を妨げず
補缺選舉に依りて當選したる役員の満期は
前者の残任期間とす、年齢二十五歳未満の
ものは本會の役員たることを得ず

七、本會役員の任務左の如し

(一)會長は本會を統轄し會務を處理し且つ
本會を代表す。(二)副會長は會長を補佐し
會長事故あるときは之を代理す。(三)幹事
は會務を評決し且つ會長の指揮を受け會務
を處辨す

八、本會の役員は總て名譽職とす但し會費の
辨償を受くることを得

九、本會は毎年春秋二回總會を開き會務を決
議し且つ一切の取扱ひたる會務を報告する
ものとす會員十名以上の申出で若くは役員
會に於て必要と認むるときは臨時總會を開
くことを得るものとす

一〇、本會は小作人臺帳を作製し口取を以て
會員各自の小作の小作地並に其の料金小作
期限及小作料納入成績を調査記入し置くも
のとする

前項の小作人臺帳に登録したる事項にして
異動を生じたる時は遅滞なく之を更正又は
抹消することを要す

一一、本會員は小作地臺帳を備へ置き之に小
作地小作期限小作料及小作納入成績等を精
細に記録し置き時々本會備付臺帳と照合し
常に連絡を保つことを要す

一二、本會員は別に定むる所の方法により勤
儉貯蓄を實行するものとす

一三、本會員に各自經濟調査の意味に於て金
錢出納簿を備へ置き月々の收入を記載し該
收入の過不足の調査を爲すを要す

一四、本會員は互に相戒め拮据勉勵し怠惰の
惡風を去り常に業務に奮闘し冠婚葬祭等の
場合に於ては努めて節約を爲し且つ其の程
度に就ては本會の承認を請ふものとす

一五、本會員は左記各項を遵守することを要
す

(一)小作料は必ず契約の期限内に納入する
こと

(二)地主と小作人との間に於て締結する小
作證書の形式を一致せしむること、但し
小作期間は此の限にあらす

(三)本會員にして小作料を契約期限内に納
入すること能はざるときは會長に申出其
裁決を受くべし此の場合に於て本會は地
主に對し責任を負ひて解決を爲し會員に
對しては適當なる方法を講じ其義務を果
さしむること

(四)從來の小作地にして地主と小作料の交
渉不調の爲め土地返還の止むを得ざる場
合を生じたる時は其小作人に對し状況を
斟酌し他の會員中より土地を補填するこ
と

(五)會員中天災地變其他不可抗力に因り小
作地の收穫を得ること能はざる場合ある
ときは其實情を調査し幾分の援助を爲す
こと

一六、本會員にして土地を小作せんとすると

きは本會に申出で其小作料金並に期間其他
必要條件の決定を乞ふべし本會は前項の申
出を受けたる時は其料金の査定に就ては別
表標準に準據し尙從來の小作料金等を斟酌
し公平の見地を以て地主と協定するものと
す

(一)地主と小作人との關係にして特殊の場
合あるに於ては其事情を精査し宜敷きに
從て決定すること

(二)時勢の進展に伴ひ課税過重經濟界の變
化穀類其他の諸物價の騰落に因り小作料
變更の必要を生じたる時は本會は其都度
地主と小作人との間に立ちて圓滑に協定
を計ること

(三)從來の小作地にして別表標準に比し小
作料著しく公平を缺くものありと認めた
る時は充分調査を遂げ相當の範圍を脱せ
ざる限度に於て協定すること

一七、本會員にして他人の土地に對し不法不
德義の行爲又は本規定に違背し不徳の行爲
を爲す者ある時は其實狀を調査し役員會の
決議を以て除名處分を爲し且つ共同生活圈
外に放逐することあるべし

一八、本會は努めて他町村に於ける同種の團
體と連絡を保ち公平至正の見地に立ち農業
界に貢獻し農村の健全なる發展向上を圖る
ものとす

一九、本會の經費は總て會員の負擔とし小作
地面積及び戸數等級に依り賦課徴收するも
のとする、但し其分賦の歩合は役員會に於て

決定す

二〇、本會員は本規定を遵守し苟くも違背せざることを誓ふ爲め署名捺印するものとす

二一、本規程は會員三分の二以上出席したる總會に於て出席會員過半數の賛成者あるにあらざれば加除改廢することを得ず

二二、本會は本村各區毎に支部を設け本規程に依り事務を處理するものとす

乙 大正十年度の概況

大正十年度に幾何の小作組合が成立したかに就て今確實なる統計的數字を擧げ得ないのは遺憾であるが、小作爭議の未曾有なる頻發に伴うて數百の組合が新に組織されたことは疑ふ餘地なきものと斷じて差支ない。試みに本年十二月東京朝日新聞社の調査によつて見るも、例へば前年度に組合のなかつた埼玉縣が十五、長野縣が十一を數へ、又前年度に二組合しか無かつた静岡縣が八、同じく六組合しか無かつた群馬縣が六十一に増加して居るのによつても大勢を想察するに足るであらう。しかし茲には唯本年度に成立したる組合中、協調的のものとして岡山縣勝間田町小作組合を、對抗的の者として東京府北多摩郡府中多摩兩町村

聯合小作組合を代表的に擧げるに止める。

岡山縣勝間田町小作組合

岡山縣勝間田郡勝間田町では一月二日午後一時から小學校講堂で町内小作人三百餘名の小作組合發會式を舉行し、組合長に權田甚四郎氏、副組合長に額田勝治郎氏、理事に淺田三平氏を推薦し、左の宣言と決議を爲し、午後四時閉會した。

宣言

吾人小作農は相互に國家的觀念を以て農村の開發に努むると共に勤儉貯蓄の美風を作興し農事の根本的改良を企畫し將來自作農たらん事を期す

決議

小作組合は將來地主の盡瘁と相俟て地主小作協調會の組織に努むる事

東京府北多摩郡府中多摩兩町村聯合小作組合

聯合小作組合

東京府北多摩郡府中多摩兩町村の小作人は四旬に互る小作爭議の結果愈々強固なる永續的團結の必要を悟り、矢部甚吾氏等幹旋の下に同氏を組合長とする府中多摩兩町村聯合小作組合を組織し、十二月一日府中町府中座に於て、日本勞働總同盟の加藤勘十氏等を招き盛大なる發會式を舉行した。組合員は府中町四百八十名、多摩村三百五十名である。組合規約の要項左の如し。

一、本組合は小作人及び自作兼小作人を以て組織す

一、本組合は農事の改良發達及地主小作人の協調を以て主眼となし小作條件の當不當を審議し之れが改善を圖り生活の安定を期するを目的とす

一、本組合は維持費として毎年各自耕作の反別に依り一反歩に付金十錢の割合を以て米麥により納むるものとす。但し水田は米(十一月)畑は麥(七月)を納むること

一、本組合は毎年一回一月總會を開くものとす、但し必要に應じ臨時總會を開くことを得るものとす

一、本組合は前條の目的を達するが爲め左の事項を行ふものとす

(一)地主にして不當なる小作料の引上を爲す場合は協力一致適當の對策を講ずること、但し頑迷にして溫情なき強制主義的地主に對しては別途の方法を以て反省を促すこと

(二)天災地變又は意外の減收を來す場合は地主に對して小作料の低減又は負引を交渉すること

(三)耕作地專屬の橋梁及び道路の破壊を修繕し堀溝、排水等を完全にすること、但し破損修繕の負擔に堪へざる時は關係地主の寄附又は援助を乞ふものとす

(四)組合員病氣又は不時の災難等の爲め耕作上手廻らざる場合は各字より若干名を指名して耕作の手傳を爲すこと

(五)耕作物に被害ある場合之れが原因を調査し驅除其他の方法を以て相當の施設を

爲すこと

3 農業労働者事情

大正十年八月農商務省の發表したる「本邦農業の概況及農業労働者に關する調査」に據り我國農業労働者の概況を左に記述する。(日雇とは一日を單位とし又は仕事高によりて賃銀——實物賃銀を含む——を定め且日毎に雇傭せらるゝ者、季節雇とは養蠶、茶摘、植付、刈込等の時期に際し旬、月等を單位として賃銀を定め且數日、旬又は月ふ)。

1 農業労働者の數

種類	男子(老成少年を含む)	女子(同上)	幼年	合計
日雇	一、〇六九、九三一	七二八、二一七	一四、七九二	一、八一二、九四〇
季節雇	四六〇、七四八	四四七、六三二	一一、三二六	九一九、七〇六
定雇	二三八、〇〇一	一四〇、〇七四	六、八六一	二八四、九三六
合計	一、七六八、六八〇	一、三一五、九二三	三二、九七九	三、一一七、五八二
僕婢	六七、五〇五	八六、一六九	二一、七七三	一七五、四四七
累計	一、八三六、一八五	一、四〇二、〇九二	五四、七五二	三、二九三、〇二九

註、日雇及季節雇は大正八年一箇年間の状況、定雇及僕婢は大正九年十月一日の状況

ロ 農業労働者を傭使用する者の數

ハ 農業労働者の組合

- (一) 定雇労働者傭主數
二二二、六三六人(大正九年十月一日現在)
- (二) 日雇及季節雇傭主數
三〇四、〇一五人(大正九年一々年の状況)
- 小作人組合以外の農業労働者の組合は東京、埼玉、長野、山形、福井の二府四縣に各一山口縣に二あるが其中多少階級的自衛の目的を有すを認むべきものは一二であつて他は皆勤儉貯蓄、共同作業等を目的とするも

のである。

ニ 農業労働時間

農業に於ける労働時間は地方により時期により又作業の種類によつて一様でないが大體に於て日出後に作業を始め日没前後に作業を終るを普通とする。但し養蠶等にあつては給桑の爲め夜半過迄作業に従事し、又東北地方に於ては夜間刈入を爲す習慣があるが、かくの如きは一時期に過ぎない。尙夏季に於ては一定時間午睡を爲す慣習ある地方が多い。概して云へば一日の労働時間は春期に於ては八時間乃至十時間、夏期に於ては九時間乃至十時間、秋期に於ては八時間乃至九時間、冬期に於ては七時間乃至八時間を普通とする。勿論田植刈入等の特殊の期節に於ては十二時間以上に及ぶこともある。尙労働時間は男女殆んど同様であり年齢別に之を觀察すれば成年最も長く老年少年、幼年と漸次減少せるも其間に大なる差異はない。又労働者の種類より之を見れば定雇最も長く日雇、季節雇は殆んど大差ない。但し例外として養蠶飼育期間に於ては定雇、季節雇殆んど同一であつて日雇は前者に比し一時間乃至一時間半短いやうである。

次に農業労働者の休日數を一瞥するにこれ又地方により労働者の種類によつて一様ではないが大體に於て農村の一般の休日と大差なく之を概観すれば一箇年の休日數は平

均六十二日であつて一箇月平均五日餘に該當する。

次に休憩時間数は時期により作業の種類により又性及び年齢によつて一様ではないが概括的に云へば一ヶ年を通じ平均三・四時間であつて内食事時間一・三時間午睡時間〇・九時間其他の休憩時間一・二時間である。

示 農業労働賃銀

農業労働賃銀は従前は多く米麥の生産物を以て定めたが今日に於ては賃銀の大部分は之を金錢を以て定めるのが普通である。但

し多少の實物を支給するは一般の慣例である。殊に定雇労働者は雇主の家に起居して食事を支給せられるのであるから其賃銀の大部分は實物を以て支給せらるゝものと見ることが出来る。而して該賃銀は時期、雇傭期間、農業労働者の種類男女別及各地方によりて異なるが一般に植付及び刈取等の農繁期は最も高く、冬期の如き農閑期に於ては比較的低廉である又労働の種類に付ては單純なる労働例へば除草、草刈の如き労働は農業土木、剪定整枝の如き多少技術を要する作業よりも低廉である。

次に地方別に見るに都會地又は工業地附近にあつては工業賃銀との關係上純農村地方に於けるよりも賃銀は高い。又男女の比較に於ては女子は男子より低く殊に定雇に於ては其差大である。農業労働賃銀は一般經濟生活の發達、物價の騰貴、工業賃銀の昂騰等によつて逐年昂騰し殊に最近に至つては時局の影響によつて著しく騰貴した。今明治三十三年を一〇〇とし最近數年の騰貴率を農商務省統計によつて示せば次の如くである。

年次	定雇		口雇		養蠶雇	
	男	女	男	女	男	女
明治三十三年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同 四十二年	一四三・九	一五〇・九	一三〇・〇	一二三・一	一三五・五	一四三・一
大正二年	一六二・五	一八二・一	一五三・三	一五三・六	一六三・三	一四七・四
同 七年	二〇三・三	二二五・四	二五〇・〇	二四七・四	二三三・三	二四二・一
同 八年	三八・七	四三・五	三九・七	三八・五	三三〇・三	四〇〇・〇

尙大正九年十月現在の農業労働賃銀は左の如くであつて之によれば賃銀日額の最高なるは口雇であつて季節雇之に次ぎ定雇は最も

労働者別		少ない。		
専農業定雇	養蠶外季節雇	普通時	日雇	農繁時
男	上	一〇七	一〇九	一〇七
男	中	一〇九	一〇七	一〇九
男	下	一〇七	一〇九	一〇七
女	上	一〇八	一〇六	一〇八
女	中	一〇六	一〇八	一〇六
女	下	一〇八	一〇六	一〇八

二 小作爭議附小作爭議統計

及び小作地返還狀況

一月

大阪府北河内郡四條村の紛擾解決

大阪府北河内郡四條村大字染野新田、同南新田、同北新田に於て約八十町歩の田地を有する大阪市東區北久太郎町一丁目白粉商高松長左衛門氏と小作人との間に年貢米不納から長く紛争を重ね遂に地主からの出訴によつて裁判沙汰となり一般社會の注意を集めてゐたことは大正十年版本年鑑第十編農村問題の項に於て記述せる如くであるが、其後地主と小作人とは互に一步も譲らず問題は益々紛糾するの觀を呈して居た

が、舊臘府會議員中川勝藏氏の調停と地主側及小作人側代理人との間に數次折衝を重ねた結果、兩者間に殆んど一致點を見出すに至つたので和解談は急に進み遂に一月上旬左の如き條件の下に全部解決する事となつた。

一、地主は係争の土地三割五分(約二十八町)及び現金三萬六千餘圓を各小作人に永久小作權拋棄を條件として贈與する事

一、小作人は地主に對し大正五、六、七、八年に亘る四ヶ年分の未納小作料を從來一段に一石二斗なりしを一石七斗に改め、一石三十圓の割として金納し、大正九年度は現米で納入する事

而して小作人は八月から小作米の倉入を開始した。

岐阜縣稻葉郡蘇原村の紛擾

岐阜縣稻葉郡蘇原村の小作人組合は昨年の霜害にて桑が減收したので小作料五割減を地主に要求中の所、地主側の容るゝ所とならざりし爲め一月十二日小作人三百餘名は同村養蠶組合の建築に係る公會堂に大集會を催さんとして押寄せたるに公會堂の監理人は地主側の命を受けて入場を拒絶したので小作人は大いに憤慨し錠前を捻ぢ切つ

て堂内に侵入し小作人會議を開きて五割減額要求の目的を達すべく決議した。形勢不穩の急報により警官出張して一時解散を命じたが更に岐阜警察署より司法主任出張して取調を爲した。而して此紛擾は結局從來の慣例であつた五分の込米を田畑共全廢することとして解決を告げた。

鳥取縣米子町の紛擾

鳥取縣米子町の地主對小作人間の小作料關係は一段當り一石で、其金納額は前年の十二月より其年の十月までの平均石相場を標準として定めることになつて居る。而して去年は地主も米價暴落に鑑み其平均三十八圓を三十三圓に引下げ尙年内に納むる者は二十八圓に減額すべき旨傳へたが、小作人側に於ては桑の失敗、米の下落による悲境を理由として支拂期間を延長して五箇年賦とせんことを請求し、各自申合せて更に納入する者なきより茲に紛擾を來し、羽丹米子町農會長其間に立ちて調停を試みた結果、地主側は一月十六日地主大會を開いて一月中に納入する者は二十圓、之に遅れた

る者は二十五圓を納めしむる事を決定し而して小作人側も之に服する事となつて問題は解決した。

神戸市兵庫の小作人、地主を襲ふ

神戸市兵庫西部の小作人百八十名を以て組織せる兵庫西尻池農民互助會は一月廿一日同村公會堂に於て新年宴會を開いたが其席上豫てから問題となれる西尻池村大地主石丸甚兵衛氏から同會員石田榮太郎氏に對する大正八年度の借地料請求訴訟の事件に關して川口會長から報告があつた。此事件は一昨年以來懸案となれる市營住宅地の尻池村蓮池埋立地に就て神戸市當局が地主に對しては一段に就き四百圓を、小作人に對しては三十圓を報償することとし、而して市は地主に對し右の小作人に渡すべき三十圓を地主に下附する事に就きそれにて八年度の小作料を免除すべきを提議したのであるが其際各地主も之に承諾を與へて問題は圓滿に解決したるが如くであつたに拘らず前記石丸氏は獨り之を肯ぜず尙殘額を請求

する権利ありとして訴訟に及んだのである。而して川口會長より第一回公判以來現在に至るまでの顛末を聴取したる會員中石丸氏から借地せる小作人三十餘名は其無法を憤激し直ちに石丸方に押寄せ大騒擾を演じたが兵庫警察の鎮撫により委員を出して石丸氏と交渉したる結果

一、八年度の借地料は外地主同様免除するこ

一、右に依り石田榮太郎氏に對する訴訟を取下ぐるこ

一、縣下の小作人は永代小作人として借地を取上ざるこ

の三項の協約を結んで問題は無事に解決した。

二月

北海道雨龍郡蜂須賀農場の

紛擾

北海道雨龍郡蜂須賀農場は約一千人の小作人を有し從來の小作料は一反に付土地の良否に拘らず五斗宛であつたが其後土地調査機關を設け一等より十等迄の等級を附し一等地には六斗、以下遞減して十等地を二

斗と定め昨年一月之を豫告し本年より實行することとしたのであるが、一千戸の小作人中五斗五升以上を課せらるべきもの約二百戸に及ぶので夫等が中心となりて小作料を從來の儘にされたしとの運動を起し同農場小作人伍長三十名を委員として嘆願せしも農場側にては絶對に之を拒絶したるより小作人は大いに憤慨し二月二十一日夕刻突

如として百五十餘名の小作人は何れも酒氣を帯びて事務所に殺到し手當り次第に器物を破壊して四千餘圓に上る損害を負はしめた。急報により深川分署から多數警官出張して鎮撫に努めた。當旭川檢事局より廿二日檢事出張し同事務所内に假訊問所を設け暴行者を引致取調を行つた。更に二十四日には東京蜂須賀家評議員にして農場顧問なる小林幸太郎氏來道し調査の結果今回の事件は雙方の誤解と感情の行違ひに起因せるを知り調停者たりし武部雨龍村長及後藤雨龍郵便局長同席の上小作者側代表者榊野種臣、清水和三郎氏等と會見し了解を得ると共に其團結力を善用すべく懇諭し尙自家赤

子に等しき小作人より刑事上の罪人を出すは忍びざる所なりとし深川警察署及其筋の官憲を歴訪して暴行被告人の刑罰減免方を嘆願し一面其筋へ引致取調中なる被告の差入等を自ら行ふの有様なるを以て小作人側に於ても其寛大なる温情主義に感激し小作料減額要求を撤回し全部皆納する事となり本問題も解決を告げた。

兵庫縣川邊郡園田村の爭議

兵庫縣川邊郡園田村田能の小作人五十名は地主六名所有の田地二十六町歩を耕作して今迄一反に就き一石二斗五升の小作料であつたのを昨年の米作が不良であつたとの理由を以て一割乃至三割の小作料減額を一月以來各個別々に地主に對し交渉しつゝあつたが地主側に於て應ぜざりしより二月廿四月小作人全部團結し委員六名を選んで一層嚴重なる交渉を始め紛紜を來たしたが結局同村區長の仲裁により小作人側に於ては一割減額の要求は之を五分減に讓歩し、地主側はそれを承諾した上酒肴料として金六十圓を小作人一同に提供することによつて

解決を告げた。

三月

岐阜縣安八郡三城村の爭議

岐阜縣の小作組合百四十二の中最も險惡なる性質を帶ぶるものと云はるゝ安八郡三城村の小作組合は大正八年十二月、十三人の地主に對し込米撤廢を要求したが拒絶されたので直ちに田地三十餘町歩を地主に返戻し、地主は伊勢地方よりわざ／＼農夫を雇入れて耕作せしめた。以來三ヶ年に亘る係争を續け重大なる小作爭議として注目されつゝあつたが遂に今回澤村安八郡長大橋大垣警察署長の仲裁により地主側は本年度より込米を全廢し舊來の小作人を復活せしむる事となり三月十日同村小野小學校に於て地主小作全部參集し澤村大橋兩氏立會の上圓滿に解決を告げた。

奈良縣添上郡明治村の爭議

解決

奈良縣添上郡明治村の大地主山中太兵衛氏と其所有田地の小作人なる同郡東市村鹿野園の卅數名の農民との間の小作爭議は久

しきに亘り小人作側は一昨年の小作料を納入せず昨年一ヶ年は四町步餘の田地を耕作せず放擲してあつたが東田同村長山中同村助役等の盡力の結果遂に三月二十三日に調停成立し、小作人側は一昨年の小作料を本年秋の收穫によつて一石に對し三升の償米を差引いて納めることとなりて無事解決を見、本年から放擲地を耕作することとなつた。

兵庫縣飾磨郡廣村の五年越

の爭議解決す

兵庫縣飾磨郡廣村新鶴新田八十四町歩の水田は大阪の大家七郎氏所有にかゝり其小作料一反歩六斗七升であつたのを大正六年に至り物價騰貴を名として一躍一斗二升の増額を提議したが小作人側は餘りに急激なる増率なりとして反對を唱へ同年は爭議の儘持越し翌年七月地主は更に七升まで讓歩した。之に對し小作人百二十名は頑固に反對したので地主は其年遂に耕地を取上げ地主の原籍地なる石川縣より多數の農民を雇ひ七、八、九の三ヶ年は自作を試みたが灌漑

肥料等の關係上成績面白くないので地主も屈伏し三月下旬同村有志の調停により一反歩二升の増額にて舊小作人との間に妥協成立し五年間に亘る紛擾も全く解決を告げた

愛知縣愛知郡笠寺村の爭議

愛知縣愛知郡笠寺村荒川峰夫氏外廿七名の地主は大正七年頃から毎年小作人より團體的強壓を以て小作米三割減を要求され七八兩年之を容れた。昨年は豐作であつたに拘らず同じく小作料三割減を要求されたが之を容れなかつた爲め小作人一同結束して小作米を納入しないので地主側は二月廿八日連署して縣當局に對し縣稅徵集期日の延期を陳情した。かくして尙紛擾を續けてゐたが遂に三月下旬に至り村會議員其他二三有力者の斡旋で地主側が讓歩し、田は一割八分、畑は一割だけ割引する事となつて漸やく解決を告げた。

四月

岐阜縣本巢郡網代村小作人

の土地返却

岐阜縣本巢郡網代村字東秋澤の小作人組

合は地主に對し込米二升の輕減を申込みたるに對し村會議員等の調停により特等米一俵に付き二十五錢、一等米二十錢、二等米十錢、三等米は米一升の賞與を出すことに決定して一旦解決を見たるも其後に至り小作人側は之を不利とし四月五日以來同村明照寺に集合して種々協議の結果九年度の小作料は前記仲裁條件の下に納付し本年度は麥の收穫終了後土地を全部地主に返却するの決議を爲した。

群馬縣勢多郡南橋村の爭議

群馬縣勢多郡南橋村の小作人三百餘名は三月下旬小作人組合を組織し團結して地主に對し小作料引下げを迫りしに大部分の地主は之を容れて小作料を畑一反歩二十五圓前後と爲したるに獨り角田清四郎氏なる地主は畑一反歩四十圓前後、田一反歩米四俵乃至四俵半とし一向小作料を減ぜざるより小作人は四月十四日以後之が對策に就き協議したる結果角田氏の田畑は以後借受けざることに決した。

岐阜縣稻葉郡日野村の爭議

解決

岐阜縣稻葉郡日野村の小作人百三十八名は小作組合を組織し大正九年度の小作料二割減額を要求したるに地主十八名も團結して組合を作り頑強に之を拒絶したる爲め頗る紛糾を來し遂に小作人側は地主にして應ぜざれば耕地百三十二町歩を麥收穫と共に返還すべしと決議するに至つた。かくて事態重大となつたので郡書記出張し村長等と協力して和解に努めたる結果四月二十六日に至り九年度の小作料に限り二割減額する事、十年度よりは込米と共に一割減額する事を條件として解決し、小作、地主共組合を解散し兩者合體の上農友會なるものを組織して農事の改良發達に盡すべく協定成り同日誓源寺に於て盛大なる祝賀會を催した

五月

岐阜縣安八郡今村の爭議解決

岐阜縣安八郡南杭瀬村字今村の小作人七十名對地主七名間の小作爭議は雙方團結して強固なる態度を採りし爲め容易に解決を見なかつたが遂に五月中旬澤村郡長等の調

停の結果左の如き條件にて結末を告げた。

- 一、込米全部大正十年度より廢止すること
- 二、小作料は四等米を以て納付すること
- 三、小作及地主とも團結を解散すること

(以下略)

兵庫縣朝來郡粟賀村の爭議

兵庫縣朝來郡粟賀村の小作爭議は大正八年以來續行して紛糾してゐたが有志が仲裁を試みた結果五月十九日朝來郡役所に於て地主並に小作人代表者會見し左の調停案に就き協議した。

- 一、粟賀部落は大正九年度田小作料一石に付き五升減
- 一、柴外三部落は大正八年度田小作一石に付き一斗減大正九年度よりは同じく五升減
- 一、小作人保護獎勵策として地主は田小作料一石に付き二升乃至五升を十年間積立て期間満了の上は現在額の半額を田小作料納入高に應じ平等に分配す。

之に對し地主側は郡長一任に決したが小作側は肯ぜず一先歸村協議の上二十日仲裁者に對して回答した所によると粟賀村は全然調停案に應ぜず柴村は大正八年度より十ヶ年間小作料を減額すべしと主張し、早田物賀の兩村も大正八年度より十ヶ年間一石

に付き一斗を減すれば調停に應ずべしと云ふので遂に協調は破裂に終つた。茲に於て仲裁者は更に熟議の上至急解決するを欲したが農繁期に際會したため已を得ず七月勿再協議會を開く事とした。

六月

福岡縣粕屋郡の爭議

福岡縣粕屋郡席内、青柳、小野、立花、新宮五箇村の小作人約一千名は團結して小作人組合を作り五箇村の各地主に對し從來の小作料より一反歩に就き一割五分乃至二割輕減すべしと要求したが之に對し地主側も亦團結して之を拒絶したので小作人は益結束を固め「地主が値下せざる以上は斷じて耕作せず、若し小作人中耕作する者は組合規約に基いて嚴重なる處分を爲すべし」と決議して鞏固なる不耕作同盟を作るに至つた。此爭議の主なる原因は昨年末米價暴落したる際地主は例の不賣同盟を爲して小作人の米の賣却を妨げたが事は豫期に反して却つて米價は益々暴落し其爲め小作人は非常な窮境に陥り地主を恨むこと甚しかつ

たが其後米價の暴落とは反對に肥料代及び雇人の給料が益々高くなつたので遂に此要求を提出するに至つたのである。時恰かも稲插秧期であつたので郡農會及關係村長は深く之を憂へ兩者の間に立つて調停に努力したる結果六月廿日頃地主側は一割乃至一割五分の値下を承諾した。ひとり新宮村の大地主堀豐三郎氏は飽く迄も小作人の要求を拒絶したる爲め其地所三十町歩は小作人から返還する事となり同氏は熊本縣天草郡及び筑豊地方から小作人を移住せしめて耕作を託せんとし紛擾を續けたが結局同氏は他の地主同様の程度に小作人の要求を容れたる上尙一反歩に就き肥料代として三圓三十錢を小作人に贈與することになり此爭議は全部解決を見るに至つた。

兵庫縣揖保郡新宮村の爭議

兵庫縣揖保郡新宮村新宮及び井野原の兩部落の小作人は六月十一日地主に對し小作料の一割減を要求し、地主側は五分減まで讓歩したるも遂に談判破裂し、小作人は田地を地主に返還し地主側は生育中の苗を全

部買取るべく決心したが形勢の不穩を觀取したる安田龍野署長は廿三日同村に出張し堀村長と共に調停の勞をとり新宮部落は之に對し全部一任したる結果七分減にて解決し井野原部落は無條件一任を肯じなかつたが興志會員の斡旋により一割減を以て解決を告げた。

八月

埼玉縣大里郡秦村の小作問題

埼玉縣大里郡秦村の小作人は産麥改良に伴ふ調製乾燥等の手數を理由として七月以來小作麥の輕減を地主連に要求しつゝあつたが之に對し地主側は小作人の要求理由を肯定しつゝも他町村への影響を考慮したる結果名儀を變更して從來地主より小作人に對し獎勵方法として甲麥納入者には三升、乙麥納入者には二升、丙麥納入者には一升の獎勵麥を交付しつゝあつたのを此際各等二升増と爲すこととして八月上旬小作人と間に妥協解決を告げた。

九月

富山縣上新川郡堀川村の

小作騒動

富山縣上新川郡堀川村字布瀬は元來田地少きに加へて神通川改修工事の爲め更に大いに減少し同地小作人は悲境に陥りたる折柄同村に居住せる萩野某が他縣に轉住することとなつたので其所有田を小作人同盟會に於て譲り受けようと交渉中の處突然同村の大地主西村豐次郎氏が之れを買取りた爲め小作人等は之れ我々を死地に陥らしむるものであると憤慨し九月十二日夜棺桶二個を擔ぎて西村家に亂入し逃げ惑ふ豐次郎氏を引提へて棺桶の中の投込まんとしたが氏は隣村なる親戚西村金次郎氏方へ逃込んだので一同は大舉して又同家に殺到し奥座敷へ土足の儘上り込み手當り次第に器物を破壊し亂暴の極を働いた。

十月

神奈川縣鎌倉郡瀬谷村の爭議

神奈川縣鎌倉郡瀬谷村小作人組合は十月四日同村日枝神社境内に於て小作人大會を開き、三百七十五名の小作人結束し、米作不良を理由として小作料三割減要求を決議

して示威運動を始めた。同村は昨年小作爭議ありて其際大地主瀬谷銀行頭取小島政五郎氏が小作人に迫害された歴史があるので警察は嚴重な警戒を施したが結局十五日に到り小作組合代表者川口組合長外五名が地主側代表星名政八氏と會見の結果地主側は小作人の要求を全部無條件で承認する旨回答したので圓滿なる解決を告げた。

滋賀縣蒲生郡西大路村の爭議

滋賀縣蒲生郡西大路村では九月廿五日の暴風雨で米作に多大の被害を蒙つたので十月十日小作人一同協議の土地主に對し小作料三割減を要求した。之に對し地主側は一應被害の實地を調査することとなつたが調査の結果多少の被害は之を認むるも三割の減額には應じ難しと拒絶した。小作人は是非とも要求を貫徹せしめんと運動し行惱みの状態にあつたが二三有力者の調停により結局二十三日一割半の減額を以て解決を告げた。

十一月

三重縣松阪町の爭議

小作田地五十町歩より千五百俵の小作米を收納する三重縣飯南郡第一の大地主なる松阪町白塚大三郎氏の小作人たる松阪町大字矢川、西岸江、東岸江其他の農民は十月下旬より白塚氏に對し本年度の不作並に過般の電害風害等を理由として小作料輕減を要求しつゝあつたが頑強なる拒絶に會つたので卅一日天長節の休日を期し百餘名の小作人は地主白塚商店に押寄せ小作料五割減の要求を提出し若し之を容れざれば一步も門前を退かずと稱し風雲頗る急であつた。茲に於て北野郡長、大村町長、龍見署長の三氏の調停により十一月二日より協議會を開くこととなつた。かくて同日調停者は七名の小作代表者と會見して種々斡旋したが小作委員は飽く迄五割減を要求して一步も譲らなかつたので結局纏らなかつた。越えて三日更に協議を續けたる結果遂に三割五分減とし且別に農事獎勵として五分を交附することとして解決した。

大阪府三島郡春日村の爭議

大阪府三島郡春日村字下穗積の小作人四

十六名は十月卅一日平野文吉氏外五名の代表者を選び十名の地主に對し不作を理由とする小作料輕減を要求し、若し容れられずんば三十三町歩弱の小作田地を返還せんと申出でた。然るに作柄の標準となるべき平年作に就て小作人側は三石二斗と云ひ、地主側は二石八斗と主張して相譲らぬので減收額を圖るべき標準決定せざる爲め事態は紛糾し、小作人は田地返還の上肥料代其他の經費の返還を請求し、地主側に於ても山口辰之助氏外五名は淡路島より人夫を雇入れて之に對抗せん氣勢を示したので兩者の角逐其頂點に達した。之を見たる自作農松下又吉、岡田藤吉、中林嘉吉三氏が調停に立つに及び小作側は一反二斗五升減の要求を提出し、地主側は一斗五升まで承認したるも折合はず尙對峙の形勢を續けたが四日に至り遂に二斗二升減にて妥協し五日より稻刈に従事することゝなつて解決を見た。

つた。之れに對し郡長、郡農會長、各町村長、町村農會長等協議の結果協調會なるものを組織して小作爭議の解決に斡旋したる結果十一月初旬までに殆んど全部の解決を見るに至つた。茲には只同郡神野村の爭議のみに就て記述すれば、同村青木、高下、市場の各部落の小作人は二割減を要求したのであるが、結局村長に無條件調停を委託したる結果左の如く解決した。

- 一、本年より向ふ二年間小作料一石に付き三升減
- 二、前項の外、從來交附し來りたる獎勵金（小作料取方の方便として納付日の遅速に依り俵に五錢、二十錢を交付す）を廢し、其年十二月三十一日迄に納付したる者に對し左の如く交付す。

大粒	一等	石當	六升
同	二等	同	五升
同	三等	同	四升
小粒	一等	同	四升
同	二等	同	三升
同	三等	同	二升

但し不合格米には交付せず

- 三、部落に於て地主小作者より委員を選出して調査會を組織し、爭議の協調及び小作料の均衡其他の調査に關し協定を爲す
- 四、小作者より耕地を返還せんとする時は前

年十二月中に地主に申出づること
五、將來に於ける小作問題に關しては相團結することなく地主小作各自對談すること

東京府北多摩郡府中町の爭議

東京府北多摩郡府中町を中心とする小作人八百三十名は十月二十日以來諸所に會合して小作料輕減を協議しつゝあつたが二十七日に至り矢部甚吾氏を代表者として地主側に交渉を開始した。交渉の内容は本年は水稻の出穂期に降雨甚しくて三四割の減收を見たるが故に小作料二割五分を減額されたとの要求であつた。之れに對し地主側は廿九日町役場に集まりて協議したる結果小作人の態度を不遜なりとし一割以上の割引には絶対に應ぜずとし、小作人側は飽く迄も初志を貫徹せんとし兩々相結束して事態日と共に悪化するの有様であつた。茲に於て北多摩郡新聞記者團は公平なる第三者の立場に立ちて之を調停せんと奔走したる結果十一月六日同郡々役所に於て地主小作兩代表者の會見となり結局一割八分七厘の減額にて妥協解決を告げた。

而して此の爭議により小作人等は痛切に

兵庫縣宍粟郡の爭議

兵庫縣宍粟郡は小作爭議の中心地にして各町村殆んど小作爭議の發生せざるはなか

強固なる永續的團結の必要を悟りたる結果
前記矢部甚吾氏の斡旋の下に同氏を組合長
とする府中多摩兩町村聯合小作組合を組織
し十二月一日日本労働總同盟の加藤勘十氏
等を招き府中町府中座に於て盛大なる發會
式を舉げた。

岐阜縣稻葉郡北長森村の爭議

岐阜縣稻葉郡北長森村宇水海道の小作人
六十餘名は暴風雨の被害による掟米減額の
運動を起し十一月初旬より協議を爲したる
結果地主十三名に對し四割五分乃至五割の
減額を要求せんとした。之を見たる同村郵
便局長歩兵大尉栗田徳次郎氏は村の平和の
爲め憂慮に堪へずとして仲裁の任に當らん
ことを申出でたるに地主小作共無條件にて
氏に一任したので氏は左記の如き減額案を
作り、本年度に限り小作料田一段歩一石三
斗以上の所は三割、同未滿は一割五分、同
く畑九斗五升以上の所は一割五分、同未滿
は一割減額することとし、且つ從來の小作
組合を解散して、地主、小作及び自作農よ
りなる農友會を組織して來年舊正月より實

施し以つて圓滿なる農村の發達圖るべく提
議したるに雙方とも之を承諾し十六日解決
を告ぐるのに至つた因に此解決案は協調的
解決案の模範的なるものとの評判であつた

▲水海道掟米減額案

- 一、本案は暴風雨と濕氣の爲めに調査したる減額にして本年度限りのこと
- 二、本案は水海道に限る標準なるを以て本案に關係なき地主に向つて本案を基礎に減額の要求を爲さざる事又今後他町村に於て如何なる條件にて解決せらるゝとも本案に異議なき事
- 三、水海道地區内に居住の地主小作者相互間には他區又は他町村に所在の土地も凡て本案に準ず
- 四、濕地は減額せず
- 五、掟米は田畑共に一反歩當りを基準とす
- 六、右の外左の事項の實行を希望條件とす
掟米は收穫米中可成良米を納付する事
畑の掟米を全納する場合其の標準相場の査定は地主、小作人各三人より成る協定によるものとし本協定に異議を申出ざる事

福岡縣早良郡七隈村の爭議

福岡縣早良郡七隈村には田、八十町歩、地主約三十名、小作人約七十名あり。地價も小作料も比較的高い所であるが從來は未だ

會て地主小作人間に紛争を生じなかつた。

然るに本年度の不作が原因となり小作人一同結束して永久二割減を主張し十一月十二日正式に地主側に交渉を開始した。之れに對し地主側は之を不當の要求なりとして拒絶したので爾來紛擾に紛擾を重ね、廿三日には地主側は本年一割減、明年以後の讓歩を爲したが、小作人側は永久一割減を主張した爲め交渉は破裂し小作人は全部小作地を返還した。かくて事態は益々惡化するばかりであつたが、遂に二十七日に至り地主側は永久一割減を承諾して事件は解決した

十二月

岐阜縣可兒郡中村の爭議

岐阜縣可兒郡中村の小作人は地主に對し九月下旬小作料輕減を申込みたる際早川村長は圓滿解決の方法として地主、小作人及び自作農より各選定したる委員を以て米作研究會なるものを組織して協議したる結果先づ刈入を爲し收米の上にて入札解決を爲すべしとの事に決し十二月上旬に至り委員を召集して減額歩合の投票を行つたところ

二割九分減が中庸を得たるものと定まつたので全部之を承諾し圓滿なる解決を告げた

栃木縣足利郡三和村の爭議

栃木縣足利郡三和村の小作人約二百名は十一月十七日集會して小作料三割減の要求を決議したが、地主側は一割以上の減額を拒絶した爲め、小作人は憤起して飽く迄要求を貫徹すべく運動を繼續したが勢、次第に猛然となり十二月二日遂に同村役場を包圍して二割八分減を承諾せしめた。これを見たる足利警察署は此解決を暴行脅迫によるものとして同村に出張して檢舉に着手した。かくて脅迫罪又は警察犯處罰令違反の名の下に檢束されたる者五日までに二十五名に達し同村は全く混亂状態に陥つた。ここに於て小作人側の形勢は頗る險惡となり五日には小學兒童三百十三名を同盟休校せしめて益々結束を堅むる一方檢束者の釋放を嘆願した。足利署にても事態の容易ならざるに鑑み同日夜七名の檢束者を殘して他は全部釋放した。六日に至り地主、小作人の中間地位にある神官、僧侶、村是實行組

合長並に有志等村役場に集合して小作人代表者と會見したる結果、遂に二割減にて妥協したが、警察の取調が繼續してゐるので全村不安の心に蔽はれた。この編を草する時猶ほ其結末を詳かにせぬ。

埼玉縣比企郡唐子村の爭議

埼玉縣比企郡唐子村字上唐子の小作人九十名は三日同村神社に集つて小作料輕減を議し、更に翌四日警鐘を亂打して再集し協議を續けたる結果

一、爾今田畑山林の小作料は永久三割減を爲すこと

二、山林は既往十ヶ年に溯つて減額を爲すこと

の二項を決議し、代表者を舉げて地主側に交渉したるところ峻拒されたので、憤慨したる小作人は更に役場に押寄せて戸障子を破壊する等暴行を企てた。急報に接し松山署より警官出張して煽動者を引致したが五日一先づ之を放還した。小作人側は警察の干涉壓迫甚しきを憤慨して愈々結束を堅め炊出を爲して動かす飽くまで初志の貫徹を期し形勢は益々險惡化した。秋葉比企郡長

は大いに其成行を憂ひ六日地主小作兩者の代表者を郡役所に招致して極力調停に盡力したる結果遂に本年に限り田畑共小作料二割減となすこと、山林を従前の儘と云ふことにて妥協解決を遂げた。

附 甲 小作爭議統計

(イ)大正九年中及大正十年自一月至三月全國小作爭議統計(内務省調査)

爭議件數及參加小作人數

道府縣別	昨年 中の 件數	本年自一 月至三月 の同上	參加小作 人員合算
北海道	四	五	四、六九五
東京	二一	一	一、六七四
京都	三	一	三九七
大阪	四七	二二	五、三六五
神奈川	一五	七	一、五九七
兵庫	六七	七	三、六五六
長崎	一	一	三七四
新潟	二	一	三四〇
埼玉	七	一	五七五
群馬	八	五	八六二
千葉	七	一	九一一
茨城	一	一	六〇
栃木	八	一	四七七

福井	福島	長野	岐阜	滋賀	山梨	静岡	愛知	三重	奈良
三	四	六	六	九	一	二	五	二	八
三	一	一	三	四	二	二	一	九	三
四	二	八	八	六	七	四	一	七	三
九	五	〇	七	九	二	八	〇	五	八
香川	徳島	和歌山	山口	広島	岡山	島根	鳥取	富山	石川
四	三	一	一	五	二	三	五	三	五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三	一	二	二	七	一	七	三	五
〇	九	四	五	五	九	二	八	〇	〇
合計	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	
四〇八	一	二	三	一	一	一	二	二	
一三五	一	二	二	一	一	一	二	二	
四四、〇一八	一〇〇	九九	九五	四〇	一八〇	一、六六一	一、二八	五三五	

發生原因別

- 一、地主の小作料値上に基因するもの
- 二、風水害其他不作を理由とし小作料減免要求に依るもの
- 三、穀價下落を理由とし小作料の減額要求に依るもの
- 四、根本的小作料の減額要求に依るもの
- 五、其他

爭議の結果別

- 一、小作人の要求を全部承容したもの
- 二、地主小作人の互譲
- 三、要求不徹底で自然消滅したもの
- 四、要求の撤回
- 五、交渉不調の爲小作地を返還したもの
- 六、爭議繼續中

(口)岐阜縣に於ける小作爭議統計

a 爭議度數並に参加小作人數

年度	期間	爭議度數	参加小作人數
大正六年度	自六年十月至七年八月	二二	二、三六一
大正七年度	自七年五月至八年五月	四四	四八
大正八年度	自八年六月至九年七月	一一	一一五
合計		七九	二、三〇四

大正九年度 自九年八月 一〇六 七、七九一
至十年三月

大正九年度 四六 四九 一一 一〇六

附乙 小作地返還状況

小作人の要求事項別

争議の結果別

込米 小作料 廢止及減額の併合
廢止 減額 的 要求 合計

要求貫徹 要求撤回

互譲

昨暮米價低落以來小作人が生産費の收支

大正六年度 八 一四 二二
大正七年度 一五 三〇 三 四八
大正八年度 四二 五三 二〇 一一五

大正六年度 一〇 一 一一
大正七年度 六 一 二四
大正八年度 三三 八 七一
大正九年度 二二 一 一五

償はざる結果勞力を他に轉換し又は小作争議不調其他の事情にて小作地を返還する者の頻出したことは顯著なる事實である。今帝國農會の調査により本年六月迄に至る其狀況を見るに左の如くである。

小作地返還状況調

群馬 六

自九年三月 至十年七月

一七、九 四三 七五

道府縣名 町村 數

返還年月日

返還地面積

地主 戶數 小作 戶數

内(田畑) 九〇、九 七、九

北海道 二七 自九年十一月 至十年四月

八二、八〇 一四 三〇八

千葉 三 自九年九月 至十年六月

八、七九四 三五 三五

東京 なし

なし

茨城 なし

なし

京都 三 自九年四月 至十年六月

一八、七三 六〇 一、〇三

栃木 元(中一市) 自九年十二月 至十年六月

七、一六 一〇八 一八

内(田畑) 一八四、三六〇 四、四〇〇

奈良 元 自九年十二月 至十年六月

三六、五七 二七 四八〇

大坂 三 自九年五月 至十年六月

二二、〇二六 四四 八二

三重 五 自九年末 至十年六月

一三、一七九 四八 五七九

神奈川 三(中一市) 自九年一月 至十年四月

一五、六〇 四七 一、〇三

内(田畑) 一二、二七九 七、九八〇

兵庫 三 自九年三月 至十年五月

三、三 二六 四七

六三、〇三

長崎 三(中一市) 自九年十二月 至十年六月

五、七三 三三 二五

静岡 元(中一市) 自九年一月 至十年五月

七、〇〇 二四 三〇一

新潟 なし

なし

山梨 なし

なし

埼玉 三 自九年九月 至十年六月

二三、七五 五三 九〇九

滋賀 六 自八年十二月 至十年六月

四三、〇三 二、〇八 三、五九三

岐阜	興	自九年末 至十年七月 外に元年あるも除外す	一五、四三	二八	八六
長野	なし	なし	なし	なし	なし
宮城	なし	なし	なし	なし	なし
福島	なし	なし	なし	なし	なし
岩手	なし	なし	なし	なし	なし
青森	なし	なし	なし	なし	なし
山形	なし	なし	なし	なし	なし
秋田	六	自九年末十一月二十六日 至十年三月二十五日	四、二九元	一五	三
福井	三	自九年末四月 至十年五月	二〇、八一	五六	九三
石川	四	自九年末十一月廿六日 至十年三月廿五日	七興	二	四
富山	なし	なし	なし	なし	なし
鳥取	二	自九年末十一月 至十年六月	一〇六、四六	五	一八三
島根	なし	なし	なし	なし	なし
岡山	七	自九年末 至十年六月末	二五、七三三 九三〇、二、三三	なし	なし

廣島	なし	なし	なし	なし	
山口	なし	なし	なし	なし	
和歌山	三	自八年十月 至十年六月二十日	四、三三六	一七	二四八
徳島	なし	なし	なし	なし	なし
香川	なし	なし	なし	なし	なし
愛媛	なし	なし	なし	なし	なし
高知	なし	なし	なし	なし	なし
福岡	四	自七年二月 至十年九月	三七、〇四	五六	一、三四
大分	なし	なし	なし	なし	なし
佐賀	なし	なし	なし	なし	なし
熊本	五	自九年二月 至六月二十五日	一八四、一八三	二五七	五六三
宮崎	なし	なし	なし	なし	なし
鹿児島	なし	なし	なし	なし	なし
合計	八二		四九八、〇五二	九、二〇八	一七、五九八

(外に吉備郡不明、上)
(道郡地主小作数二四)

小作地返還理由

小作地返還の理由と認むべき事項を列挙すれば大要左の如くである。

- イ、米價其他農産物價格の下落
- ロ、收支不償並に收益尠少
- ハ、小作料の關係
- ニ、勞力不足
- ホ、轉業並轉職

農業勞賃の騰貴

ト、農業以外の勞賃騰貴(一般經濟界の好況)
チ、副業の關係

- リ、勞力の轉換
- ヌ、農業以外の産業の有利
- ル、地主小作人間の感情
- ヲ、地主の都合(自作の爲め、其他)

以上の諸事項は勿論單獨に働く事なく大部分は夫々複雑なる因果關係を爲すものであることは斷るまでもあるまい。而して大體に於て以上の諸原因中最も有力なるは收支不償並收益尠少であつてそれに次ぐものは轉業及轉職、勞力不足、米價下落、小作料

の関係等であると見做される。

三 小作政策

1 當局の政策

農商務省小作制度調査委員會

農商務省に於ては昨年十一月農商務大臣監督の下に小作制度調査委員會を設置し毎月一回農商務大臣官邸に於て例會を開いて協議を重ねて來た。

五月廿六日より三日間農相官邸に於て同會を開催、三重、愛知、栃木の各地方に於ける小作制度及び地主對小作人の紛擾事情を始め各地に於ける小作農保護並に自作農創設に關する施設に付き小平幹事其の他より調査結果の報告があり、それより自作農創成其他小作人保護、地主對小作人の紛議解決に關して種々協議する所あつた。

而して本年中に小作對案及び小作組合對案を決定するとの噂であつたが、それは單なる噂たるに止まり結局表面的には何等の結果を現はすことなくして終つた。

岐阜縣の自作農獎勵と低利資金買付
岐阜縣は全國第一の小作問題紛擾地なの

で縣當局は之が解決策に腐心したる結果自作農の獎勵を以て最良方法なりとし専ら此方面に意を用ひて居るが二月下旬より岐阜市農工銀行は小作問題を一掃し農家の經濟狀態を改良せしむる爲め小作農が自ら小作する土地を購入せんとして購入すべき土地を擔保に供して借入申込を爲す場合に現所有地と新に購入すべき土地と併せて一町歩を超えざる限り特別低利を以て小作地買入資金の貸付を爲す筈であるが其主要條件左の如くである。

- 一、利率年八分
- 一、年限二十箇年以内
- 一、年賦貸付又は五箇年以内の定期貸付
- 一、貸付金額は濃飛農工銀行に於て協定したる土地價格の三分の二を標準とす
- 一、保證人二名の中一名は購入すべき土地の現所有者即ち其土地を賣却する地主を以て之に充つる事

然るに右の成績頗る不良なるを見て、十一月末に至り縣に於ては明大正十一年度より五十萬圓の自作農獎勵資金を新設し之を土地購入者に貸付け、それによつて小作爭議の根本的絶滅を圖ることとなつた。其自

作農獎勵資金規則は左の如くである。

- 第一條 自作農獎勵資金は自作農を獎勵する資に充つる爲め岐阜縣特別會計に屬する資金又は其他よりの借入金及び資金に屬する收入を以て成立す
- 第二條 前條の資金は有價證券を買入れ又は確實なる銀行に預金として大正十一年度以降自作農獎勵資金として運用するものとす
- 第三條 自作農獎勵資金は知事之を管理し其收入は特別會計として之を整理するものとす

而して右に要する資金の内容は次の如くである。

- 第一條 岐阜縣自作農獎勵資金に充つる爲め大正十一年度に於て岐阜縣罹災救助基金より金五十萬圓を借入れ現金は大正十一年四月に受入るゝものとす。前項借入金の利子は年五分三厘とし借入の翌月より償還の月まで之を附するものとす
- 第二條 元利金は、大正十一年九月より大正二十九年三月に至る間に償還するものとす
- 第三條 元利金償還の財源は自作農獎勵資金に屬する收入を以て之に充つるものとす

愛知縣の農村研究會創立

愛知縣にては農村社會問題特に地主小作の關係に付調査研究し農村振興の資に供せんが爲め縣農會に農村研究會を設け九月十

日發會式を舉行した。同會は農業者（現在は主として地主十八名）縣關係吏員、縣農會役職員より成る委員若干名を以て組織し委員長一名及び幹事五名を置く。而して其の研究事項は左の如くである。

- 一、紛擾の原因並に解決策の件
- 一、小作慣行並に改善に關する件
- 一、農業經營方法の革新に關する件
- 一、農家經濟の維持確立に關する件
- 一、農業者の思想善導に關する件
- 一、其他農村振興上緊要なる事項

埼玉縣の爭議對案

埼玉縣に於ては各地に頻々として小作爭議勃發し且つ小作地返還を見る有様にて農村の前途眞に憂慮すべき形勢なので十一月二日縣農會樓上に於て縣當局、縣農會技師縣下各郡農會役職員等會合して之れが對策に就き協議したる結果左の如き方策を樹立した。

い 一般農業爭議に關する處置

- (一)應急的處置
 - A 先づ自治團體に於て妥協に力め、然る後郡農會及郡役所の折衝に待つこと
 - B 爭議の調停は其機宜を失せぬこと
 - C 地主會などある場合は慎重考慮の上冷靜

農村問題

に妥協の方法を講ずること

(二)將來に對する處置

A 地主小作問題の解決調査機關を設置し更に進んでは此の機關を利用して兩者の協調に力むること

B 農業經營の方法に改善を加へ生産費の減少と生産收入の増加に力むること

C 勞力不足の地にはなるべく共同作業組織を奨勵すること

D 出寄留の地主の多い土地にはなるべく地主をして其土地に親しむる爲め地主小作者懇談會等親善機關を設置すること

る 小作地返還の豫防及返還の善後策

小作地返還の原因としては經濟事情の變化によるものと小作料低減の手段とするものとあり。後者に關するものにして爭議に渉るものは前記爭議の解決手段と同じく、爭議に渉らざるものに就ては適當に指導し平穩裡に解決するを要すること

は 小作地返還の善後策

(一)小作料契約の適否を考慮して適當に善後策を講じ指導を爲すこと

(二)返還地に小作人を得難き時は適當なる管理法を講じ桐木其他の植栽を爲すこと

(三)返還地にして地主に於て自作し得るものはなるべく自作せしむること

(四)分益農法を採用し得る場合はなるべくそれに依ること

大阪府豐能郡の耕地恩給規程

大阪府豐能郡農會にては小作爭議の絶滅策として左の如き「耕地恩給規程」なるものを作成し明年度から實施することとなつた

第一條 本會は作人の養老又は非常の災害を救済する目的を以て地主及小作人の共同申立を容れ特別會計に依り基金を管理す

第二條 作人及地主は恩給基金として毎年左の金員を釀出し之を本會に供託すべし

一作人 納米價額の百分の二

一地主 收米價額の百分の二

第三條 町村農會及郡農會は基金臺帳を作成し之を整理す

第四條 作人左の場合に該るときは第二條に依り地主及作人より供託せる元利の範圍内に於て恩給又は救助金を交付す

一、頑齡若しくは疾病の爲耕作を續行する能はざる時

一、非常の災害に罹り生計不能のとき

第五條 地主又は作人左の場合は既往の釀金の全部若しくは一部を本會へ沒收すること但し沒收處分を受けたる地主又は作人の相手に對しては其既納額を返戻するものとす

一、無謂作人の土地を引上げたるとき

一、無謂廢作するるとき

一、無謂第二條の釀金を怠りたるるとき

一、全戸移住又は轉業の爲め廢作するるとき

第六條 作人土地轉貸を爲すときは地主の同意を得たる場合に限り新耕作人に恩給を受けるの利益を繼承せしむることを得

第七條 地主土地を賣譲したるときは既納の贖金は返戻せず但し本會の同意を経て新地主をして本規程に定むる權利義務を繼承せしむることを得

第八條 本規程施行細則及本規程の支配を受くべき小作契約證書案は別に之を定む

第九條 本規程に依り施行せし處分に對しては一切民事訴訟を行ふことを得ざるものとす但し役員會に對し再審を求むることを得

第十條 前條の申立を受けたる役員會は匿名投票の方法に依り役員五分の四以上の一致を以て其當否及矯正法を決定するものとす

2 帝國農會及び府縣農會見解 關西府縣農會聯合協會の決議

二府十七縣を範圍とする關西府縣農會第十九回聯合協議會は九月十六、十七の兩日愛媛縣農會主催の下に松山市に開催、協議の主題は大阪府農會提出の地主小作人問題が中心となり審議の結果左の如く決議された。

一、地主小作人問題に關し府縣農會の執るべき方法

地主小作問題は農村社會問題中最も重要なものなるにより府縣農會は將來一層本問題に努力することとし左記事項の施設獎勵に努むる事Ⅱ左記(一)府縣農會は特に地主小作問題の調査研究機關を設くる事(二)適當の區域毎

に地主小作協調的機關の組織を獎勵する事(三)小作農をして自作農たらしむる爲め適當なる施設を講ずる事(四)適當の方法に依り地主小作の自覺を促す事Ⅲ附帶決議(一)自作農創定の目的を達する爲め特に本件に關する低利資金の融通を其筋に建議する事(二)府縣農會をして小作紛議の權威ある仲裁機關たらしむる様農會令を改正せられんことを其筋に建議する事(三)小作法を速に制定せらるゝ様其筋に建議する事

二、農會に於て自作農創成の目的をもつて地主小作者の仲介となり小作者に地主より其小作地を購入せしめたるときは登記税を免除せらるゝ様其筋へ建議の件(可決)

帝國農會の建議

帝國農會第十二回通常總會は十月一日より四日間同會事務所に於て開催されたが小作問題に關しては左の二建議を可決した。

(イ)小作法制定に關する建議

本邦に於ける地主小作關係は古來情誼を本とし極めて圓滿なるものなりしも近時社會の推移に伴ひ兩者の間必ずしも昔日の如くならず往々にして思むべき紛擾の聲を耳にするに至り今や此問題は農村社會問題の中心をなすものなるを以て問題の發生を未發に防ぎ若くは既發の問題を圓滿に解決する爲め今に於て適當なる方策を建つるは重要な事にして殊に立法的手段により地主小作間の權利義務の確保、公正なる小作條

件の保障、土地改良等に對する補償其他の事項を適當に律するは最も緊切なる事に屬す。政府は這般の事情に鑑み速に小作法を制定せられんことを切望す。

(ロ)自作農獎勵上特に登録税免除並に低利資金融通に關する建議

小農者に對し相當面積の農地を與へ以て完全なる自作農の創定を爲すことは由來本邦農業政策の根本義にして中小農の福利は獨り是に依つて増進せしめ得るのみならず更に現今農村に於ける最大難關たる小作問題解決の鍵鑰も亦一は茲に求め得べし而して小農者に農地賦與の方策固より一二にして止らずと雖も就中實行の容易なるものは小農者の農地購入に際し低利資金の簡便なる融通と是れが登録税免除に如くはなし故に農業者と最密接の關係ある農會に對しては一方低利資金融通の途を開き以て産業組合其他の公共諸團體と相並びて小農者の農地購入に際し仲介し斡旋の便を得しむると共に更に小農者が是等諸團體の庇護により農地購入の目的を達せんとする場合には其土地の購入並に資金の融通に關する登録税免除の恩典を賦與し以て自作獎勵上特別の便宜を與へられんことを切望す。

3 地主の對策

兵庫縣に於ける地主の施設

有馬郡——郡内道場村貴志村藍村中野村の部落又は地主に於て小作米品評會を行ひつゝある多紀郡——郡農會に於て全郡を區域とせる小

作米品評會を開催し優良小作米に對しては其等

級により賞金を交附し又は優良小作人に對しては郡長より之を表彰し金品を授與す。尙郡内地主青山忠精及小林常三郎兩氏に於ては小作米の良否、納入期日の遲速に依り獎勵金を交付し毎年一回小作人慰安會を催し又今田村の青山氏小作人は自強信用組合を設け据置貯金法の方法を講じ毎年小作米納入の際一石に對し五升宛歩引を爲し之を現金に換算し貯蓄せしむることとしてゐる。此歩引米毎年十二石餘にして現在の組合員百名に對し貯金額三千四百三十九圓に達せり。

朝來郡——小作農保護獎勵の途を講ずる爲め郡内に於て田二町歩以上を所有する地主を以て地主會を設立し小作農獎勵方法は小作米協定其他兩者の融和親善に關する諸般の施設を計畫中である。

赤穂郡——本郡に於ては大地主奥藤研造氏は奥藤家小作人信用組合を組織し小作人に土地改良、肥料購入等の資金を貸付してゐる。又鞍居村地主會は獎勵米の付與に付夫々相當の施設を爲してゐる。

印南郡——本郡の大地主伊藤氏は伊藤家農會を組織し同氏の土地を小作する者を以て會員と

し其の事業を行つてゐる。

- 一、農事講習會 小作米品評會 農事講話會 小作人競技會 種苗交換會の開設
- 二、病害蟲驅除豫防及共同苗代の獎勵
- 三、米麥種子の浸種、津種、播種及插秧の方法を改良すること
- 四、米麥の乾燥精選及俵裝の方法を改良し種類の一定を圖ること
- 五、管理人又は小作人にして農事に精勵し特別功勞ある者に對し褒賞を授け其子弟にして農事篤學の者に對し學資補助の途を講ずること
- 六、農事上の改良増殖に關する事項
- 七、産業組合の設立、農産物の調整其他副産物の獎勵

加東郡——本郡に於ては下東條村に地主會を組織し小作人保護に關する件、産米改良に關する件、模範小作人の農事功勞者表彰に關する件等の事項を行ひ農事功勞者模範小作人に對しては毎年度村農會々費を以て金拾圓宛を支出する。

加古郡——本郡に於ては加古新村五軒屋小作人組合及母里村蛸草小作人組合あり。

神崎郡——本郡に於ては神崎郡進農會を組織し本部を郡役所に置き各村に支部を設置し一町歩以上の地主を以て會員とし農事の改良發達を圖る爲め必要なる各種事業を施行すべく計畫中

である。

武庫郡——西宮町に地主會を設け毎年二月十一日前後に小作米品評會を舉行し米品種の改良を計つてゐる。

明石郡——地主としては優良米を納付せる小作人に金品又は獎勵米を交付せるも團體としては伊川谷村を區域として小作米の品評會を開催するのみ。

美薨郡——本郡に於ては地主會を組織し會員相互の親睦を保ち小作人を保護獎勵して農事の改良を圖れるも未だ充分に其實績を擧ぐるに至らず。

明石市——市内地主米澤長次郎氏は玉津村自家小作人に賞品を授與する。

津名郡——町村農會に於て自作小作米品評會を開催し等級に準じて小作獎勵米を贈與す。

三原郡——郡内加茂岡萬兩村農會及地主岸人家小作人組合に於ては小作米品評會を行ひ又は獎勵金共同貯蓄等を行ふ。

以上各郡の施設事項の外各地方に於ける小作人獎勵の爲め其地方の慣習に従ひ小作米一石に對し二升乃至七升の獎勵米又は獎勵金を交付して居る。

岡山縣茶屋町興農會の組織

岡山縣都窪郡茶屋町信用組合長大森茂登治氏は過去十年間小作人の協調に就き各方面に亘りて研究の結果全部自作農制度を以て理想となすの結論に到達したるを以て先づ自町より之を實現せんと舊臘廿六日町長、農會長、地主總代等の同意を得て茶屋町興農會なるものを組織した。而して最後の目的を達する徑路として地主小作人間の調和を圖り農業の徹底的獎勵、毛見法其他の統一を期し凶作に於ける納米割引の紛議を未然に防ぐ等の諸規則を制定し、而して事務機關として他町村地主二名、自町地主二名、小作四名、町長、農會長を加へたる十名の委員を選定し(一)委員會は毛見、土地の賣買讓與時價評定其他地主小作間に於ける一切の問題の決定に絶對權力を有すること。(二)地主は今後十ヶ年間繼續の小作人より自作の目的を以て土地の讓與を申出でたる時は直に是に應ずること。(三)又都合を以て土地を他に賣却する時は第一に小作人に賣渡すこと。等の諸項目を行つて農業經濟の根本主義たる自作農實現に向ひ最善の方法を講じ國富増進を圖ると云ふ。因に大森氏の實驗によれば小作農は自作農に對し一反歩平均一斗三升三合の收穫減であるとの事である。

愛知縣地主懇談會の決議

愛知縣農會主催第十回地主懇談會は二月二十一日午前十一時から商品陳列館に開會、縣下の地主百五十餘名出席し小作人問題に關して左の如き決議を爲した。

- 戦後一般の社會の變遷に伴ひ農村も亦思想界經濟界に大變調を來し農村問題は益々紛糾せんとす。若し地主にして此大務を自覺せず適當なる對策を講ぜずんば臍を嚙むの悔を免れざるべし。故に地主は此際自らの地位及責任に鑑み次の事項を實行するの要ありと認む
- 一、地主は幾分にて自作を爲す事
 - 二、小作人の人格を尊重して相當の施設を爲す事
 - 三、産業組合及農業倉庫の設立經營に努むる事
 - 四、農地の一部は小作人の希望に應じて成るべく讓渡する事
 - 五、農事實行團體を組織し農業の開發に努むる事
 - 六、適當の區域毎に地主小作人より成る協機的機關組織を圖る事
 - 七、農村社會問題の研究會を起す事

各地大地主の温情施設

大阪府南河内郡日置莊村大地主太田亮次郎氏は地主對小作人間の問題を圓滿に解決せんとする目的で自家小作人二百七十餘名を以て大正八年三月に「太田家小作人購買組合」を組織して夏

好の成績を挙げ會員の貯金總額四萬圓餘に及ぶることであるが四月十四日自邸に小作人大慰安會を催し席上勉勵小作人百人に對し褒賞の授與式を行つた。

福岡縣三潯郡城島町の豪農富安重行氏は小作人五百餘名を有し小作米五千七百俵を收得する大地主で毎年數千圓を投じて小作農獎勵の爲め小作米品評會を行つてゐるが本年も亦四月十七日に之を開催し褒賞授與式を行ひ尙優良小作人組合八組を表彰して賞品を授與した。

山梨縣南都留郡福地村の大地主堀内啓治氏は地主小人作間の圓滿を圖り兼ねて農事獎勵の目的を以て昨年自家の小作人及關係者を以て堀内家獎農會を組織して自ら會長となり農作物の品評會其他の事業を行つたが本年も四月廿日第二回品評會を舉行し粃麥大豆等百餘の出品中特等より四等迄十九名に賞品を授與した。

岡山縣都窪郡倉敷町大地主大原孫三郎氏は四月十六、七兩日倉敷町附近の小作人一千二百餘名を同氏邸に、二十三日六百名を同郡妹尾劇場に、二十六日八百餘名を吉備郡總社町總社神社境内に、二十九日四百名を和氣郡和氣磯に請待して親睦會を催し席上大原氏の挨拶、大原農事研究所長近藤博士の農事講話があつた。

岐阜縣養老郡小畑村の小作保護會

岐阜縣養老郡小畑村大字飯田に於ては小作農保護事業として五月上旬小作保護會を設け地主十七人小作人六十九人を會員とし會の區域内に於ける昨年度の込米總額三十七石三斗七升八合此價格九百九十五圓五十八錢を貯金として積立つる事とした。同會の規約は左の如くである。

- 一、地主小作者間の融和協調を圖ること
- 二、農村經營に關する講習講演會を開催すること
- 三、産業組合を獎勵し取引の改善及び農業資金の融通を圖ること
- 四、地主は小作者愛護の爲め從來の小作料に對する込米を減免し其小作者の爲めに蓄積給與すること
- 五、前條給與米は一時地主に納入し役員協議の上賣却し規約貯金として郵便局に預入れるものとす
- 六、會員にして子女の爲めに分家を營む者に對し本會より若干金を惠與す
- 七、會長及理事は地主より議員は地主小作者より總會に於て互選するものとす
- 八、地主は小作者を愛撫し故なく小作地を返還せしめ又は小作料を引上げざるものとす
- 九、小作者は地主に對し優良なる掟米を完納するは勿論掟米の遞減又は土地の返還を申し出でざること

農村問題

靜岡縣濱名郡大地主高林氏の小

作地分讓計畫

靜岡縣濱名郡積志村の大地主高林維兵衛氏は小作爭議及び農民轉業の現象を憂へ、之を救ふて堅實なる農村を作るの道は自作農の創成にありとし、日々進んで年賦償還の方法に依る小作地分讓を計畫し、其第一回を明年一月實施すべく十一月下旬左の如き「土地分讓條項」を百七十余名の小作人に配布した處、數日中に希望申込者既に六十餘名に達した。

第一、宅地分讓適格

私所有宅地に御住居の方に分讓します

第二、田畑分讓交換適格

- (い) 現在耕作者に分讓又は交換す
- (ろ) 耕作者でなくも私所有の田畑耕作を便宜と認むる方には分讓又は交換す
- (は) 分讓田畑は絶対に他に轉貸をお斷りす從て他人に貸與する程田畑を所有する方には分讓せぬ
- (に) 一戸に對する分讓又は交換すべき反別は三反歩を以て限度とす
- (ほ) 共同で分讓又は交換希望の方には連帶契約の形式で希望に應ず

第三、分讓交換不能の土地

- (い) 私の住宅地附近は分讓交換せず
- (ろ) 縣道沿ひの場所も同前
- (は) 私所有の集團地は之れを區分し分讓又は交換せず

は交換せず

第四、土地分讓交換申込期限

右希望者は大正十年十二月卅一日までにお申込み下さい

第五、土地分讓交換に關する手順

- 土地分讓交換に關する手續は申込順に依り決定す。但し同一箇所を同時に申込みありし場合は左の順序に準じ決定の事
- (い) 私所有地を現在耕作してゐる方を先にし然らざる方を後にす
- (ろ) 分讓を先にし交換を後にす但し宅地は住居者に限る
- (は) 右二項の場合以外は申込者相互間に於て協定の事

第六、土地價格決定方法

- (い) 土地評價は小作者側に付各一名宛の外老農一名を加へ土地評價委員を組織されたり
 - 別に郡農會農事監督、村農會長を相談役に囑託す
 - (ろ) 右委員と相談役合議による地價評定に對し私の同意せるものを評定價格とす
- 第七、土地分讓交換契約に伴ふ代價受授の方式左記各項に付御相談契約す
- (い) 土地分讓交換に因り私方へ支拂はるゝ金額は讓渡手續終結と同時に全部頂いてもよろし
 - (ろ) 年賦償還の形式にてもよろし
 - (は) 交換の場合私の方より差上げる金額は

手續終了と同時に全部御交付す
定期償還並に年賦償還の場合内入金、利息、
年限等は土地評價の方法に準ず

第八、土地分譲交換契約に伴ふ附帯條件

(イ)分譲又は交換の土地は必らず御自身又は御家族にて農作するか或は農作用の建築物敷地として使用さるゝ以外には絶対御使用なき事

(ロ)將來轉賣せざるやう萬一賣却餘儀なき場合は私へ賣戻されたき事

第三 食糧問題其他

1 食糧問題

(イ)米の需給高及消費高

我國に於ける大正元年から十年に至る間の米の需給狀態に就いて農商務省の調査した所に依ると

年 度	需要供給高 (米數量單位萬石)	
	内地生産額 (但し前 年産額)	輸入額 輸出額
大正元年	五、二七二	二九二 二五
同 二年	五、〇三三	四六〇 二五
同 三年	五、〇三三	四三〇 三〇
同 四年	五、七〇〇	二五八 六
同 五年	五、五九二	二四三 七
以上五箇 年平均	五、三〇三	三六六 七
同 六年	五、八四四	二五〇 六

年 度 別	消費總額 萬石	人口 萬人	一人當 消費額 石
同 七年	五、四七〇	六三三	三
同 八年	五、四七〇	九四五	五
同 九年	六、〇八二	三〇六	三
同 十年	六、三三六	四三二	約八
以上五箇 年平均	五、八三四	五三四	三

内地の消費高

年 度 別	消費總額 萬石	人口 萬人	一人當 消費額 石
大正元年	五、四三七	五、二〇三	一、〇六五
同 二年	五、四三七	五、二七五	一、〇六四
同 三年	五、四三六	五、二四二	一、〇三五
同 四年	五、四九一	五、二九二	一、二三
同 五年	五、七六八	五、三三九	一、〇七六
以上五箇 年平均	五、六〇四	五、三三三	一、〇七二
同 六年	六、〇〇一	五、四〇四	一、二〇
同 七年	六、〇七五	五、四九	一、二三
同 八年	六、三九	五、五五	一、二六
同 九年	五、三三四	五、五七三	一、四〇
同 十年	約六、七六〇	五、六九	約一、二二
以上五箇 年平均	六、三三	五、五五六	一、二五

即ち内地の米生産高は年々開墾及農業技術の進歩に依つて著るしく増加し最近一箇年に約百萬石の増収を見るに至つたが他方人口の増加其他の爲めに消費額の激増する事驚くばかりで大正元年乃至五年の五箇年

平均が五千六百四萬石であつたのに大正六年乃至十年の五箇年平均では實に六千三百二十萬石の多きに達し平均一箇年百四十四萬石の消費増加を示し前五箇年平均の一人當消費量が一石七升一合であつたのが最近五箇年平均では一石一斗一升五合となり實に一箇年一人當りの消費額の増加は一升五合に達し本年度の如き一人當り約一石二斗に達して居る而して本年の米收穫が第二回豫想通り五千四百餘萬石としても國民の消費量に多大の供給不足を來たす事は明瞭で此不足額は外米の輸入及及麥其他の食用を必要とする今我國に於ける米麥一人當りの一箇年消費量増減を比較して見ても最近五箇年平均に米の四升五合で前五箇年平均に比して七升四合一箇年に一消費が一石一斗升五合を各増加して居るのに反し大麥は五箇年で二升五合一箇年五合裸麥は五箇年に九合一箇年二合小麥は五箇年に一升九合一箇年四合を各増減少し如何に國民が米麥の混食より米食に變りつゝあるかが察せられる。

(ロ)政府の食糧政策

米穀法公布

政府は四月四日の官報にて第四十四帝國議會を通過したる米穀法(法律第三十六號)並に米穀需給特別會計法(法律第三十七號)を公布した。米穀法の全文左の如くである。

第一條 政府は米穀の需給を調節する爲め必要ありと認むるときは米穀の買入、賣渡、交換、加工又は貯藏を爲すことを得

第二條 政府は米穀の需給を調節する爲め特に必要ありと認むるときは勅令を以て期間を指定し米穀の輸入税を増減若しくは免除し又は其の輸入若しくは輸出を制限することを得

第三條 政府は帝國内に於て第一條の規定に依り米穀の買入又は賣渡を爲さんとするときは其の價格を告示すべし但し米穀の買換、貯藏米穀整理の爲にする賣渡其の他必要と認むる場合に於ては此限に在らず

前項の價格は時價に準據して之を定むべし

第四條 政府は米穀需給調節上米穀現在高調査の必要ありと認むるときは米穀の生産者、取引業者、倉庫業者其他の占有者に對し調査に必要な事項の報告を命じ又は官吏若しくは史員をして其營業所、倉庫其の他の場所に臨檢し帳簿物件を検査せしむることを得

第五條 前條の規定に依る命令に違反し又は當

該官吏若しくは吏員の職務の執行を妨げたる者は五百圓以下の罰金に處す

附則

本法は公布の日より之を施行す

食糧局設置

農商務省に於ては五月七日の官報を以て食糧局を新設し米穀法の施行其他主要食糧の需給調節に關する事務の爲め書記官三名技師三名屬七名及び技手六名を置くことを公布し更に九日の官報を以て局長長滿欽司氏以下役員の任命を發表した。

米穀法に關する農商務大臣の訓示

五月十日内務省に於ける地方長官會議の席上山本農商務大臣は米穀法に關し左の如き訓示を爲した。

本邦の主要食料品たる米穀の生産は逐年増加しつゝありと雖も未だ國內需用額の全部を充す事能はず平年に於て尙且つ二三百萬石を外國に仰ぐの狀況にあり而かも日本米は其品質の特殊なると市場範圍の狭小なるこの爲に年の豐凶に依り其の需給關係動もすれば均衡を失し次で價格の變動を激甚ならしめ爲に或は生産の不安を來し或は國民生活の安定を脅威し以て一般經濟界の發達を阻害するは過去に於て屢次經驗したる所なり之が對策に就ては一面に於ては米穀の供給を潤澤ならしむる爲

極力生産の増殖を圖ると共に一面に於ては年の豐作に依り供給過剰せる場合の剩餘米穀を政府に於て買入れ貯藏し他日の需給を調節するに供し農家をして安んじて農事の改良増殖を行はしむると共に消費者をして食料不足の憂ひなからしむるに努むるは最も肝要と爲す大正四年米價下落の際にも米價調節調査會設けられ常平倉設置の必要論議せられたるも經費其他の關係上決議に至らずして終りたり其後政府は食糧充實の根本方策を樹つるの急務なるを認め臨時財政經濟調査會に之を諮問したるに我國食糧問題の解決にも一方生産の増殖を圖ると共に他方需給の調節を圖るべく常平制度を設くるを以て最も急務と爲すこの答申を得政府に於ても之れを最も適當なりと認めたるを以て米穀法を第四十四議會に提出して協賛を得今回其の發布を見るに至れり米穀法は古來我國に行はれたる常平倉の制度と略ぼ其の精神を同するものにして政府は爲に特別會計を設け二億圓を以て年の豐凶其他の事情に因る米穀の過不足を按配して需給の平準を保たしむるものとす即ち國內に於て米の生産額に過剩を來す場合には政府其の剩餘部分を買入れて之を貯藏し他日凶作其他の事情の爲に供給に不足を告ぐる場合は之を賣出し尙必要な場合に於ては外國米をも買入れて内地米の不足を補足し其の他外國米の輸入過多となり内地に於ける米穀生産を脅威するが如き場合には輸入税を引上げ又は輸入を制限し又國內に於て米の不足なる場合には

米穀の輸出を制限し又は外國米の輸入税を減免し以て其の輸入を容易にする等各種の方法を以て米穀需給の調節を爲すは是れ本法の骨子とする所なり尙本法に依り米穀數量上の調節を行ふに於ては之に伴うて自然米價の騰落を調節し得る事となり過去に經驗したるが如き米價の急激なる變動は固より之を防止する事を得べし米穀法施行の事務に關しては今般本省に於て新に食糧局を設置し同局をして専ら其の事に當らしむ

以上は米穀法に關する大體の説明なりしとす若し能く是等の施設に依りて我國多年の懸案なりし食糧問題を解決するの端緒を開く事を得ば邦家の大慶之に加ふるものあらざるべし昨秋は幸にして六千三百萬石なる未曾有の收穫を得たる結果三百萬石以上の餘剩米を生むべく米穀法に依り米の買入を爲すに絶好の時期なるを以て目下着々として買入の準備を進め近く之を實行するあらんとす念ふに本制度の運用宜しきを制し之が目的を達成するに就ては汎く社會各方面の協力に俟たざるべからざるもの多きを以て各位に於ても特に本法の趣旨を管内に周知了解せしめられ實施上遺憾なからしめられんことを希望す尙本法に基く米穀の賣買等に關しては米穀検査其他地方廳の施設と直接間接に交渉する所多きは勿論種々の點に於て各位を煩はす事多かるべし此の點に就ても豫め諒解あらん事を望む

米穀委員會官制

農商務省は五月十三日の官報を以て米穀委員會官制を公布した。其全文は左の如くである。

第一條 米穀委員會は農商務大臣の監督に屬し其の諮問に應じて米穀法施行に關する重要事項を調査審議す

第二條 委員會は會長一人委員二十人以内を以て之を組織す特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三條 會長は農商務大臣を以て之に充つ委員及臨時委員は農商務大臣の奏請に依り關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ず

第四條 會長は會務を總理す會長事故あるときは農商務大臣の指名する委員其の事務を代理す

第五條 委員會に幹事を置く農商務大臣の奏請に依り關係各廳高等官の中より内閣に於て之を命ず

幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す第六條 委員會に書記を置く農商務省判任官の中より農商務大臣之を命ず書記は上司の指揮を承け庶務に従事す

附則

本令は公布の日より之を施行す
(而して十四日其委員を任命した)

米穀需給調節特別會計規則

米穀法の運用に伴ふ米穀需給調節特別會

計規則は五月二十三日の官報を以て公布された。(同文省略)

第一回米穀委員會並に第一回米買入條件

最初の米穀委員會は五月二十三日農相官邸に於て開催先づ米穀委員會議事細則を附議可決して議事に入り農商務省の諮問事項たる

一、本年買上ぐべき米の數量如何並に第一回の買上數量如何

一、米の買上價格如何

一、買上時期如何

一、買上及貯藏方法如何

一、買上貯藏の場所並に其出張所設置數

等に就き種々審議した。而して其結果二十五日の官報を以て米穀法による本年度第一回買入米の買入場所、買入數量、買入價格等を左の如く定むる旨發表された。

一、買入場所 東京、大阪、神戸

二、買入總數量 約一百萬石

三、買入米の種類 道府縣移出検査又は之に準ずる検査に合格したる大正九年内地産粳玄米として別表(省略)中價格の記載ある等級のものとする

四、買入價格 一石當買入價格は別表(省略)の定むる所に依る買入代價として交付すべ

き證券の額面金額又は前項の買入價格に依るものとする

五、賣却申込一口の最小數量同一銘柄五十石とす但等級の同一なるを要せず

六、同一人の賣却申込最大數量 一萬石

七、賣却申込期間 大正十年六月十日より同月卅日迄とす但し申込は此期間内に到達することを要す

八、賣却契約締結順位 申込の到達順に依り同順位のものには抽籤に依る但し公共團體產業組合及農業倉庫業者の申込に限り一般の申込に對し優先するものとす

九、買入米受渡場所 買入場所に於ける政府指定の倉庫とす但し東京の場合に在ては横濱所在の倉庫を指定することあるべし

第一回米買上總額

米穀法に基き六月十日から百萬石買上の目的を以て開始された食糧局買上事務は三十日を以て最終となつたが東京の部は優先六十二口、二萬七千五百八十三石六斗一般百七十二口、十一萬千七百八十六石八斗總計二百三十四口十三萬九千三百七十石四斗である。而して買上米の產地は千葉、茨城、栃木、山形、秋田、新潟、富山、岐阜、三重、熊本、宮崎、大分、佐賀等であつて特に優先條件を附したる各府縣產業組合農業

倉庫等の申込は一般申込より少く且申込高は小額であつて秋田の信用購買組合申込の一萬石は例外である。大阪の部は累計三百五十三口、十七萬九千二百四十五石。神戸の部は優先五十三口、一萬一千二百五十八石、一般六十一口、三萬四千四百八十七石六斗合計百十四口四萬五千七百四十五石六斗にして、種類は防長米を第一位とし備前、備中、日向、伯耆、丹波、播州物の順序で全部買上に決定した。即ち全部合算すれば三十六萬四千三百六十石四斗であつて豫定數量の約三分の一に過ぎなかつた。而して検査の結果不合格其他による不受理あり結局買上米穀確定數量は卅五萬八千七百七十九石六斗であつた。

買上米の買替

政府は前述の買上米中約十二萬石を新穀と買替ふるを適當と認め左の如き條件を決定した。

賣却の部

一賣却數量 東京約五萬石、大阪約五萬石、神戸約二萬石
一期日 大正十年十二月十日午前九時

一口の數量 一口約一萬石
一保證金 一石につき金五圓以上
一方法 豫定價格以上の最高價申込人に賣却す

買入の部

一買入數量 東京約五萬石、大阪約五萬石、神戸約二萬石
一期日 大正十年十二月十三日午前九時
一口の數量 一口約五千石
一買入條件 (イ)大正十年内地に於て粳玄米とし道府縣移出検査合格米にして二重包装のものたる事(ロ)當局の定むる銘柄同級のものたる事(ハ)買入米受渡期日は大正十一年二月二十日より三月二十日迄とす
一保證金 一石につき金五圓以上
一方法 豫定價格以下の最低價申込人により買入る

而して其結果如何と云ふに賣却の部は非常の不成績にて東京四萬石、大阪二萬石神戸は皆無にして即三ヶ所を通じて豫定額の半數の六萬石を賣却したに過ぎなかつた。次に買上の部は稍良好で東京三萬五千石、大阪二萬石、神戸二萬石であつた。

附 開墾助成出願狀況

政府が食糧政策の一助として開墾助成法を大正八年六月一日施行以來開墾助成を出

願する者續出し本年三月末迄に農商務省に到達せるもの八百十地區其の面積二萬九千五百三十四町歩に達し内開田豫定面積二萬四千六百四十九町歩、開畑豫定面積四千八百八十五町歩である。而して此總地區數八百十地區中水路工事に屬するもの二十五地區あり内七地區は未だ之に伴ふ開田事業の出願なきものであつて其の出願見込の開田面積千二百十三町あるの之を右出願面積に合算すれば三萬七百四十七町歩となる。之を府縣別に見れば開田開畑合計面積の最も廣いのは岡山縣の三千七百二十五町歩、次が大分縣の二千二町歩、鳥取縣の一千六百五十八町歩、兵庫縣の一千四百六十七町歩等であつて大阪府の如きは僅かに六十八町歩に過ぎない。

(ハ)帝國農會の建議

米穀法實施に關する建議

帝國農會に於ては四月二十九、三十の兩日其主催の下に道府縣農會長及役職員會を開催し、會議の結果米穀法實施に關して左の如き建議を爲すことを可決した。

米穀法の實施に付き道府縣農會長及同役職員會の決議を以て左の通り及建議候也

- 一、米穀法の實行甚しく遅延し己に其時期を逸せるの憾あり政府は一日も早く速に之に着手せられたきこと
- 二、買上數量は四百萬石以上たること
- 三、第一回の買上は期間一ヶ月以内に於て少くとも二百萬石以上たること
- 四、買上米は硬質米と限定せざること
- 五、買上に就ては生産者の團體に特別の便宜を與へられたきこと
- 六、買上價格は生産費をも斟酌して定められたきこと
- 七、證券の割引に對する加算額は再割引の手續料等をも充分に考慮せられたきこと
- 八、外米の輸入を速に制限せられたきこと

第二回米穀買上に關する建議

帝國農會は七月五日左の建議を農商務大臣に提出した。

竝に政府の米穀法により實施せられたる第一回米穀の買上は其主旨必しも農業者の抱懷と背馳するものにあらざるべきも、其買上實施の方法たるや生産者の所期に應はざるもの不睦、例へば買上價格低廉に過、買上契約締結並に納入の際に於る時價を充分顧慮せられざるが如き買上米銘柄は範圍狹少に失し爲に大生産地方に於ける大量の米を除外されたるが如き、買上場處僅かに三ヶ處にして普く生産地方よりの供給に

不利不便渺なからざりしが如きは何れも生産者の進んで今次買上に應じ得ざりし原因なりと謂はざる可らず。

翻つて我農業者の現状を看るに多くの需要品は依然として高價を持続するも獨り農産物の價格低廉にして收支の均衡を得ざるが爲、内に生活の負擔に脅威せられ、外に納税の激増及寄附の強誘に苦しみつゝあり當春以來農業者が深く米穀法に期待し、實施の一日も速かならんことを翹望し依之て經濟上の困憊を緩和せんと欲したるも、其買上方法如斯今や進退兩難に陥りつつあり。故に政府は生産者の意を諒とし窮迫せる現状を考慮せられ買上に關しては最善の方法を考究せられ速かに第二回買上を實施せられんことを希望に不堪右評議員會の決議により此段及建議候也

2 第四十四議會に於ける農政

關係諸案

第四十四帝國議會に於ける農政關係案は總計二十七個に達するも其中比較的重要なるもののみを左に掲げ以て爲政者の農村問題に對する態度並に政策を窺ふの便に供する。

(イ)食糧政策及農家經濟の維持確立に關する建議案

(天春文衛氏外十九名提出)

食糧政策上米穀の充實を圖るは最肝要なり而して米穀の充實を圖らんせば農家經濟の維持確立を圖るに非ざれば之を完うする能はざるや論なし然るに今や農家は農産物價格の低落に因り其收得は生産費を償ふに足らず。加ふるに公課及生活費漸く重くして其の生計を支持する能はざらんさす此の窮境にして永續せんか遂に食糧の根源を枯渇せしむるの虞あり仍て政府は速に之に處する方策として金融の途を講じ食糧の充實を圖り農産物價格の平準を得るに必要な方法を始め國民生活の安定を期し併せて農家經濟の確立を圖るべし。

(右の建議案は一月二十九日衆議院に上程され二月二十五日衆議院に於て可決された)

(ロ)小農救済に關する質問

(土井權大氏提出)

今や小農は農産物價格の下落により其の所得は以て其の生産費を償ふに足らざるのみならず地方の公課及生活費愈重きを加ふるが爲に其の生計を支持する能はざるの窮狀に在り若し夫れ此の窮狀永續せんか遂に農民の思想を惡化し食糧生産の根源を枯渇せしむるに到るや必せり。仍て政府は速に當面に處する救済策として農産物生産費及農家生活費の輕減を謀り更に將來に亘り農産物及一般生活必需品の價格平準を保つに必要なる政策を樹立し以て國民生活の安定を圖り思想の惡化を豫防すべき必要ありと認む政府の所見果して如何

右の質問書は二月一日衆議院に上程さ

れ二月十四日政府より左の如き答辯書が來た。

政府は農産物生産費減少の爲には栽培技術の發達改良農具使用の普及肥料其他の低價供給等を期する爲各般の施設獎勵を爲し農家の生活費を輕減し生計上の緩和を圖る爲には産業組合等を督勵して之に當らしむると共に民力の涵養生活の改善を奨めつゝあり尙將來一層是等の施設獎勵に力を致すべく食糧の充實安定に關しては食糧局を新設すると臨時財政經濟調査會の答申したる所を參酌し適當なる施設を爲さんとする。次に小作農の保護自作農の維持創設に關する事項は目下小農制度調査委員會に附議し調査中にして農家經濟調査は農會に補助して之を行はしめつゝあり農村の金融機關に付きては一層産業組合の普及發達を圖ると共に聯合會の活動を促す様獎勵を加へ其の目的を達せしめんとす

(ハ)米價調節に關する質問

(早川龍介氏提出)

現今諸物價の情況を察するに戰亂當時暴騰したる諸物價は未だ舊に復せず加之輓近耕地に對する負擔増加したる時に於て米價急落するを以て農家の苦痛袖手するに忍びず今や農家の清算期たる陰曆年末に迫り其の窮迫容易ならず政府に相當の施設を爲し救済するの意ありや否や。

右の質問者は二月三日衆議院に上程され二月二十一日政府から左の如き答辯書があ

つた。

米穀の需要供給が均衡を失し爲めに米價の甚しき騰落を惹起することは農家經濟にも至大の影響を及ぼす依て政府は需給調節の目的を以て之に關する法案を提出せんとする。

(ニ)米穀法案(政府提出)

(ホ)米穀需給調節特別合計法案

(政府提出)

(ヘ)罹災救助基金法中改正法律案

(政府提出)

右三案一括二月二十四日衆議院上程三月五日同院可決。三月八日貴族院上程、三月二十五日同院に於て米穀法案は修正可決、米穀需給調節特別會計法案は可決、罹災救助基金法中改正法律案は否決された。

(ト)日本勸業銀行及農工銀行の合併に關する法律案(政府提出)

第一條 農工銀行は日本勸業銀行に合併を爲すことを得、日本勸業銀行及農工銀行は前項の規定に依り合併を爲さんとする時は主務大臣の認可を受くべし

第二條 合併により消滅したる農工銀行の農工債券は之を勸業債券と看做す

第三條 日本勸業銀行及農工銀行が合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第二項の規定に依りて爲すべき催告は預金者保護預人並に記名の勸業債券及農工債券の所有者に

對しては之を爲すことを要せず

第四條 日本勸業銀行及農工銀行が合併の決議を爲したる場合に於て商法第七十八條第二項但書の期間は一月迄之を下すことを得合併による株式併合の場合に於て商法二百廿條の二但書の期間に就き又同じ

第五條 日本勸業銀行は農工銀行と合併を爲したる時は當該農工銀行の本店及支店の所在地に支店を設くべし但日本勸業銀行の本店又は支店の所在地に就ては此限に在らず

(右法律案は三月五日衆議院上程、十二日同院可決、三月十六日貴族院上程、二十五日同院可決)

(チ)米麥多收穫獎勵に關する建議案

(多木久米次郎氏外一名提出)

全國各郡及町村毎に米麥作立毛獎勵會を普く開催せしめ其の最多收穫を得たるものに對し國家より特別の表彰を爲すこと。右は現下に於ける農界の實狀に照し米麥増殖を謀る爲最緊切有效の方法たるを信ず依て政府は速に其の計畫を立て之を實行せられんことを望む。

(右の建議案は三月十九日衆議院上程、二十六日同院可決)

(リ)穀物検査統一に關する建議案

(田中萬逸氏外二名提出)

食糧の充實を期せんとするには積極策として其の増收を圖るべきこと論を俟たずと雖消極策として品質の改善貯藏の安全を計らざるべからず之を以て全國各府縣に於て生産検査及移出検査を實施せざるもの殆ど稀なるに至れり而して政府に於ては今や米穀法を實施せんとするに當り其の實施の曉に於ては穀物検査法の統一改善を計るは其の實効を收むる上に於て最緊急の事なりと信ず依て政府は速かに適當なる方法を定めて穀物検査統一の實を擧げられんことを望む

(右の建議案は三月十九日衆議院上程、二十六日同院可決)

(又)米穀貯藏方法調査研究に關する建議案(山口喜藏氏外四名提出)

米穀貯藏方法の改良は食糧政策上の急務なり故に政府は宜しく之に關して調査研究を遂げ以て適當の方法を案出するに努むべし。

(右の建議案は三月十九日衆議院上程、二十六日同院可決)

3 農村副業

各地農村に於ける副業を觀する爲め農商務省に於て北海道廳其他の團體に對し十年度副業獎勵費補助金交付方昨九年七月六日以後本年二月十八日までに指令済のものを左に掲げる。

團體名	補助事項	補助金額
北海道		
道農會	副業調査	一五〇円
帝國在郷軍人會	帝國在郷軍人會函館區分會	一〇〇
京都		

天田郡	柿苗、栗接穗配付及山葵講習	一九〇
葛野郡	養鶏獎勵	六〇
加佐郡	刺繡、製繩、製筵獎勵	二〇〇
久世郡農會	養鶏獎勵	一〇〇
相樂郡農會	養鶏獎勵、製筵改良獎勵	二三〇
與謝郡農會	副業展覽會、餘剩勞力及副業調査	三〇〇
綴喜郡農會	養鶏獎勵、製繩機購入補助	一一〇
久世郡御牧村	鯉兒鮒兒養殖獎勵	二〇〇
大池水産組合		
大阪		
府農會	關西府縣農會聯合副業品販賣幹旋	一、〇〇〇
泉北郡農會	養豚獎勵	二五〇
豐能郡農會	竹細工講習	一〇五
神奈川		
縣農會	東部道縣農會聯合副業品販賣幹旋	五五〇
兵庫		
縣農會	關西府縣農會聯合副業品販賣幹旋	一、〇〇〇
群馬		
碓氷郡	染織講習、屑繭整理講習	三〇〇
利根郡	染織講習、屑繭整理講習	三四〇
群馬郡農會	染織講習、淡水養魚獎	三五五
縣農牛馬畜産組合	豚肉加工講習	二〇〇

千葉			縣工業會		
縣農會	東部道縣農會聯合	一、七〇〇	富山部會	副業的刷子毛植講習	二〇〇
夷隅郡	養鷄、養豚獎勵	二〇〇	那賀郡	下駄會木製作講習、製網講習、水產物加工講習	一六三
安房郡農會	養鷄獎勵	一〇〇	岡山	採稗用麥種改良獎勵	二〇〇
東葛飾郡農會	養豚獎勵	七〇	縣農會	製筵機、製繩機購入補助、養鷄、養豚獎勵補助、副業調查	二五〇
海上郡農會	養豚、養鷄獎勵	一〇〇	和歌山	製節製造講習	一五〇
千葉郡農會	養豚、養鷄獎勵	一〇〇	德島	山葵栽培講習	二〇〇
印旛郡農會	副業組合設置及實地指導補助	五〇	海部郡	杞柳加工講習	二〇〇
香取郡農會	養鷄、養豚獎勵	二〇〇	名西郡農會	製筵機購入補助	二五〇
茨城	副業的食用蛙養殖調查	二一五	那賀郡農會	九州各縣農會聯合	七五〇
三重	養鷄獎勵	一四五	福岡	副業品販賣幹旋	一二〇
多氣郡農會	養鷄獎勵	一四五	縣農會	溫床木框設置獎勵補助、山葵栽培獎勵補助	八〇
山梨	養鷄獎勵、製炭、椎茸栽培講習	一〇五	嘉穗郡農會	養豚獎勵	一七五
南巨摩郡	養豚獎勵、竹蓼細工製造講習	一八四	糸島郡農會	齒染細工傳習所開設	一七五
南都留郡農會	桔、三極栽培獎勵補助	七五	有限責任西吉富信用購買		
西八代郡農會	副業的食用蛙養殖調查、副業的養鱉調查	四二一			
滋賀					
岐阜					
吉野郡水產組合	鱒、アマガ、鰻養殖獎勵及鮎粕漬講習	二〇〇			
福島					
安積郡農會	真綿製造、竹細工、蓼細工傳習講習	六〇			
富山					

農村問題